

点検評価ポートフォリオ 新潟県立看護大学

2024年5月

はじめに

本学は、新潟県が設立した公立大学法人の単科大学（看護学部看護学科、大学院看護学研究科）である。新潟県立看護大学条例に基づき「地域に根ざした看護科学を考究し、各分野との連携を推進するとともに、先進的な看護に関する知識と技術を教授することにより、資質の高い看護人材を育成し、もって県民の保健医療福祉の向上に寄与する」ため、2002年4月に開学（看護学部）した。開学に併せて、看護科学における教育と研究の成果を地域に還元し、県内の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的に看護研究交流センターを併設した。県内の看護教育・研究・研修及び地域貢献諸事業の拠点として活動してきている。

その後、本県における少子高齢化の進展、疾病構造の変化、医学・医療技術の高度化・専門化等に加えて、在宅ケアへの需要の増大により保健・医療・福祉に対する社会的ニーズが複雑化・多様化してきたことから、更なる上級看護職者としての能力向上に寄与することを目的として、2006年4月に大学院看護学研究科（修士課程）を設置した。

さらに、本学の最重要課題でもある質の高い看護実践家育成のために2008年度から順次、大学院における各分野の専門看護師教育課程の認定を受けてきた。（2008年度：がん看護（26単位）・地域看護（26単位）、2012年度：老年看護（26単位）、2015年度：がん看護（38単位）、2018年度：老年看護（38単位））また、2018年4月には、大学院に博士後期課程を開設し、大学院組織を看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）に改組し大学の基盤づくりを進めた。

近年では、2024年4月に、ハイリスク妊娠・分娩の増加等を背景とする多様化・複雑化した女性のニーズに対応しうる助産師を養成するため、大学院に助産師コースを新設し、助産師養成を学部から大学院に変更した。

教育課程の変更では、2022年4月に保健師助産師看護師養成所指定規則の改正を踏まえ、本学のミッションである「地域に根ざした看護科学の考究」をさらに進め、教育内容の充実を図

る変更を行った。

このように、本学においては、社会情勢や県民ニーズの変化を見据え、大学・大学院組織やカリキュラム内容を整備、改変してきた。

本学は、開学から23年目を迎えるこれまで、教育研究水準の向上を図り、その設置目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行ってきた。毎年度、研究、社会及び学内教育活動業績並びに各種委員会等の活動報告の結果を新潟県立看護大学自己点検評価報告書として取りまとめ公表し、教職員・大学全体で活用してきている。改善に取り組んできた内容は、過去受審した2回の認証評価（2010年度：独立行政法人大学評価・学位授与機構、2017年度：公益財団法人大学基準協会）において大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。

また、2013年4月には公立大学法人化し、新潟県が定める中期目標に基づく6年間の中期計画を策定。年度計画に対する自己点検、自己評価に基づく業務実績報告書を作成し、新潟県公立大学法人評価委員会の評価を受けている。この評価結果を受け、大学全体の運営について再点検を行い、さらにその結果を年度計画の策定に反映させることにより、改善の取組を継続しているところである。

今回の点検評価ポートフォリオは、各基準に関わる各種委員会等の担当部署の考えを取り入れながら自己点検・評価特別委員会が全体の確認と調整を行い、大学として取りまとめている。地域における急速な人口減少など大学を取り巻く環境は大きく変化している。このたびの認証評価受審を通して、自らの点検・評価のあり方をチェックし改善することにより、変化に対応しうる持続的な大学運営につなげていきたい。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教員組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組1 「地域住民の健康を支える看護職育成を核とした教育改革の取組」	37
取組2 「教育の質保証のための授業改善の取組【学修成果】」	38
取組3 「教員の研究活動を推進する取組」	39
取組4 「学生支援活動の取組」	40
取組5 「入学者選抜に関する改善の取組」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組1 「災害時の連携システムの構築と防災意識向上の取組」	45
取組2 「生きた英語力の習得に向けた教育」	46
取組3 「大学院における高度実践看護師教育（専門看護師コース・助産師コース）」	47
取組4 「地域住民のニーズに応じた生涯学習支援」	48
取組5 「看護職へのリカレント教育支援の推進」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

新潟県立看護大学

(2) 所在地

新潟県上越市新南町 240 番地

(3) 学部等の構成

学 部：看護学部

研究科：大学院看護学研究科（博士前期課程・博士後期課程）

その他：図書館、看護研究交流センター

(4) 学生数及び教職員数（2024年5月1日現在）

学生：学部 379 人、大学院 30 人

教員：51 人

職員：15 人（副理事長を含む。）

(5) 理念と特徴

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性と、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、看護学を構成する基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応えうる人材を育成し、「地域に根ざした看護科学の考究」を進めることを理念としている。

この理念を達成するため、学部では下記の7つの教育目標を掲げている。

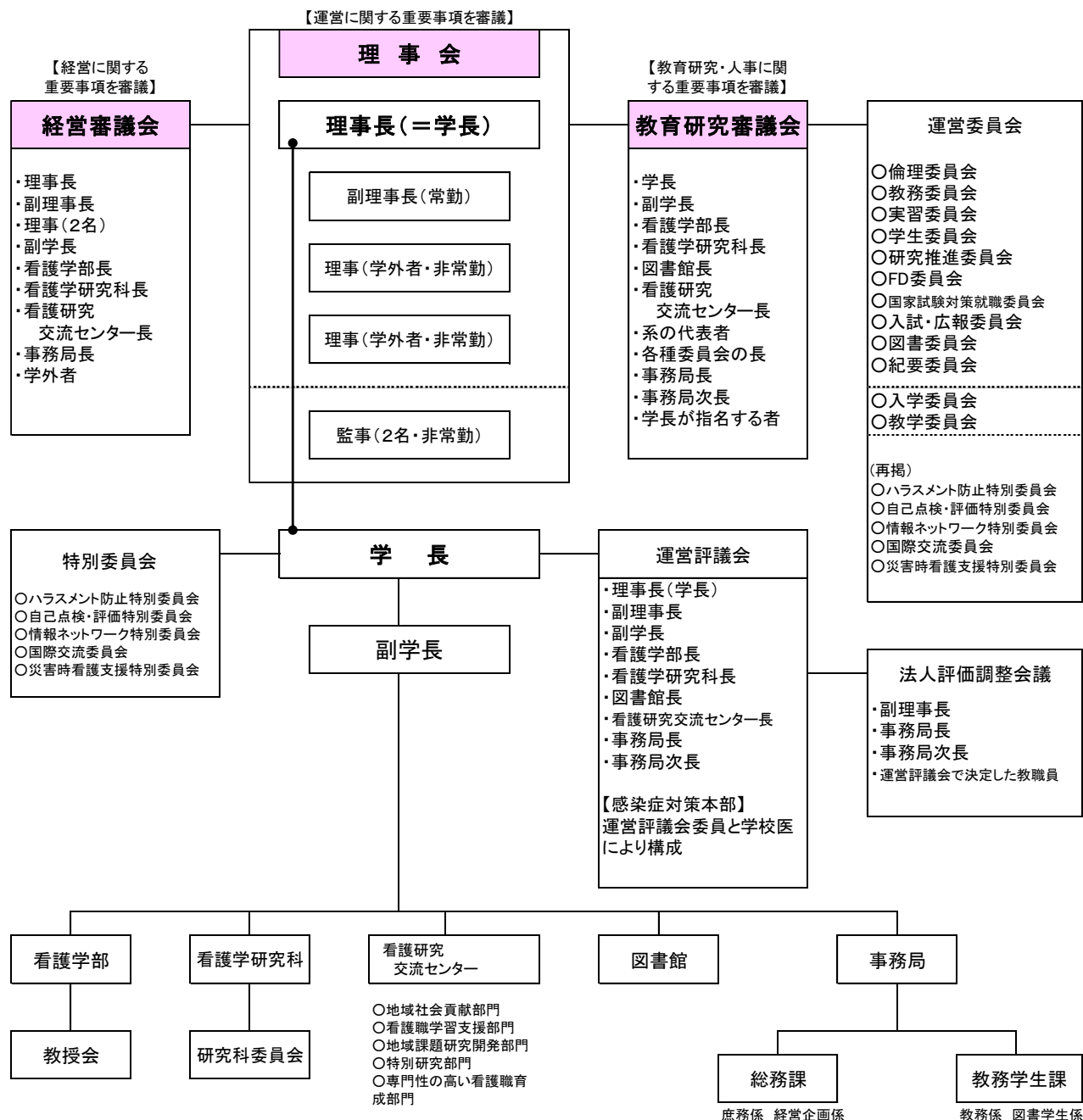
- ① 生命の尊厳を感受し、深い洞察力に根ざした倫理観を培い、人々の喜び、痛み、苦しみに共感する能力を養います。
- ② 多様な健康状態にある人々と関わることのできる基礎的な専門知識と技術を修得して、根拠に基づいた実践的課題対応能力を養います。
- ③ 地域の生活文化を理解し、地域の人々に寄り添い、地域の人々と共に健康で、穏やかに暮らし続けることを目指し、地域に貢献する能力を養います。
- ④ 社会情勢の変化や科学技術の発達に主体的・創造的に対応して生涯学習を継続・発展させる態度を養います。
- ⑤ 保健・医療・福祉の分野における多職種と協働・連携し、自己の専門性に対する誇りと責任感を持ち、看護の対象となる人々のニーズに可能な限り専心する態度を養います。
- ⑥ 国内外を活動の場とできる国際的視野をもった専門職としての態度を養います。
- ⑦ 研究的態度を身につけ、看護学を発展させ、看護の専門性を向上させていく能力を養います。

大学院では、本学の理念のもと、広い視野と高度な倫理観をもって、人間の尊厳を基幹とする看護の学術体系・研究を探求し、看護の質向上に貢献し得る創造性豊かな看護学教育者・研究者、高度な専門性を発揮する看護実践者を育成している。

(6) 大学組織図

公立大学法人新潟県立看護大学組織図

2024.5.1現在



○ 理事会

法人の運営に関する重要事項を審議する機関（公立大学法人新潟県立看護大学定款第14条）

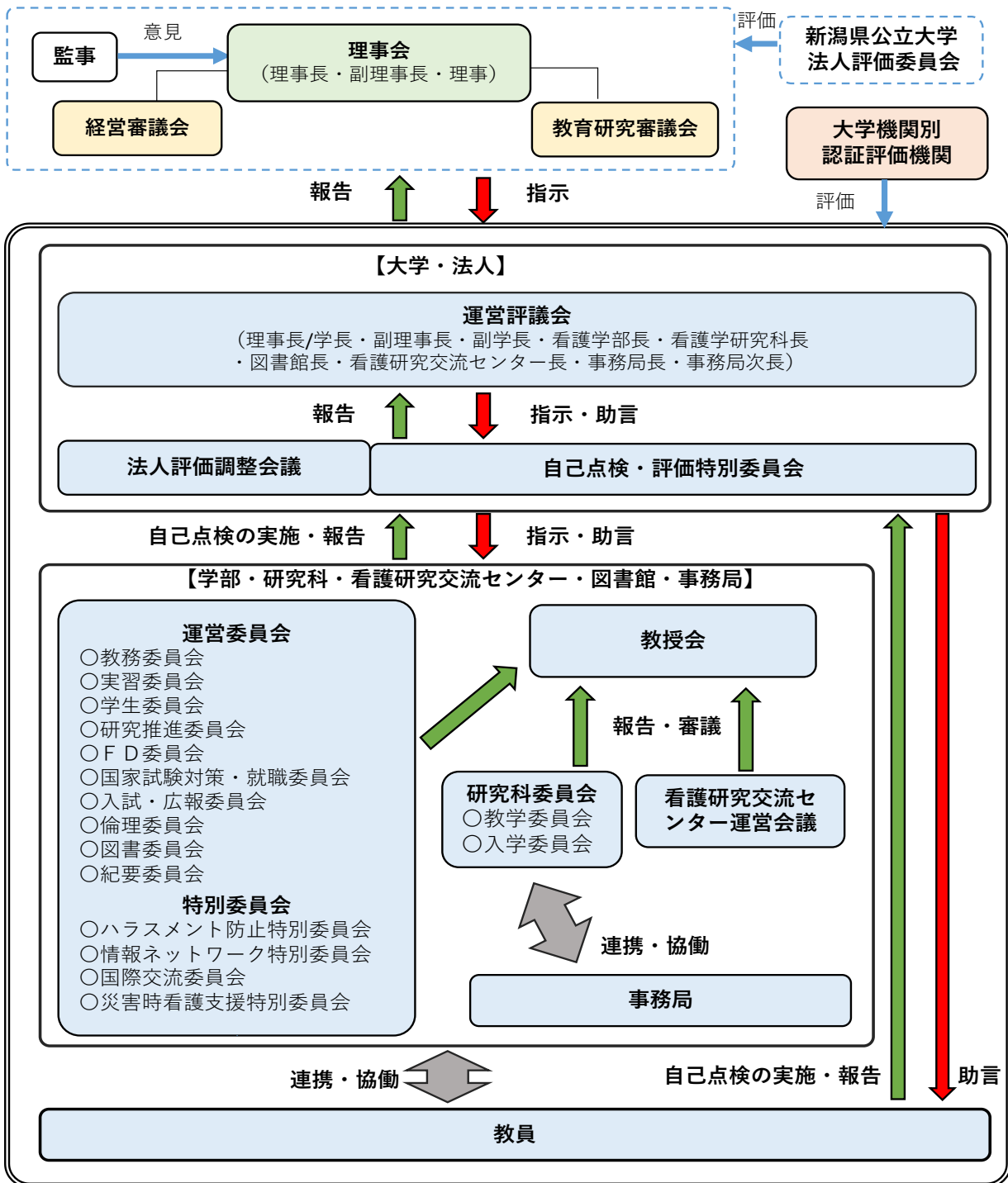
○ 経営審議会

法人の経営に関する重要事項を審議する機関（公立大学法人新潟県立看護大学定款第17条）

○ 教育研究審議会

大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関（公立大学法人新潟県立看護大学定款第20条）

(7) 内部質保証体制図



- 本学では、学長をトップとする運営評議会を中心とした体制で内部質保証に取り組んでいる。
- 大学全体で行う評価・点検には、毎年、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う自己点検評価と地方独立行政法人法に基づく法人評価がある。本学では自己点検評価を自己点検・評価特別委員会が、法人評価を法人評価調整会議がそれぞれ担当し大学全体の調整を行いながら取りまとめている。
- 本学の内部質保証体制は、運営評議会、自己点検・評価特別委員会及び法人評価調整会議を核とし、大学の各組織及び教員がこれらと有機的（緊密）に連携する中で、各段階で主体的に点検、評価、改善を行い、PDCAサイクルを適切に機能させることにより、継続的な教育・研究及び大学の質の向上を図る体制である。

大学の目的

本学の目的については、定款及び学則で以下のように定めている。

○ 公立大学法人新潟県立看護大学定款

第1条 この公立大学法人は、新潟県における看護学教育・研究の中核的機関として、多様に変化するニーズに柔軟に応じうる資質の高い看護人材を育成するとともに、地域とともに邁進する大学として、その成果を絶えず地域社会に還元し、もって、新潟県はもとより、国内外の看護学の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与するため、大学を設置し管理することを目的とする。

○ 新潟県立看護大学学則

第1条 新潟県立看護大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、生命の尊厳を基盤とする豊かな人間を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応える人材を育成し、「地域に根ざした看護科学の考究」を進めることを目的とする。

○ 新潟県立看護大学大学院学則

第1条 新潟県立看護大学大学院(以下「本大学院」という。)は、看護学分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 目的</p> <p>本学は、「ゆうゆう・くらしづくり：①地域とともに発展する大学、②ヘルスケアに携わる者の生涯学習の期待に応え、県民のくらしづくりに貢献する大学、③独自性をもってゆうゆうと、看護学教育・研究に邁進する大学」を建学の精神として、2002年4月に開学した看護の単科大学である。</p> <p>本学の目的は、学則第1条に、「生命の尊厳を基盤とする豊かな人間を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応える人材を育成し、「地域に根ざした看護科学の考究」を進めること」と定めている。</p> <p>2 学部、学科及び課程</p> <p>本学の組織は、学則第3条で、看護学部看護学科を置くことを規定している。なお、看護学科には、看護師、保健師、助産師課程を設置してきたが、保健師課程についてはより専門性の高い教育を目指すため2021年度入学生から50人の選抜制とした。また、助産師課程については、多様化・高度化する社会ニーズに対応できる助産師を育成するため、学部での養成を停止し、2024年4月から大学院博士前期課程に助産師コースを設置した。</p> <p>3 組織</p> <p>多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応える人材を育成し、看護学の発展に寄与できる教育の推進を図るために、以下の5領域11科目群を設けている。</p>	<p>I 基礎看護学領域：基礎看護学、看護管理学</p> <p>II 臨床看護学領域：母性看護学・助産学、小児看護学、成人看護学</p> <p>III 地域生活看護学領域：老年看護学、精神看護学、地域看護学</p> <p>IV 自然科学領域：生物・医学</p> <p>V 人間環境科学領域：社会科学、情報科学</p> <p>自然科学領域と人間環境科学領域の連携が看護学領域と看護学の基盤を成し、看護学領域がそれを発展させ教育研究を実践する体制をとっている。</p> <p>4 収容定員等</p> <p>本学看護学部看護学科の入学定員は、学則第3条において95人、また収容定員は380人としている。</p> <p>本学では、各種看護学実習の受入を地域の医療機関等に依頼しており、入学者が入学定員を大きく上回ると実習受入側の負担が大きくなり教育環境に支障が生じる可能性もあることから、入学者数を厳格に管理している（下表参照）。</p> <p>5 名称</p> <p>大学、学部及び学科の名称は、「看護大学」「看護学部」「看護学科」としており、本学の教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。</p>																														
<p>【入学者数と学生数の推移】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024</td> <td>95人</td> <td>95人</td> <td>380人</td> <td>379人</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>95人</td> <td>93人</td> <td>380人</td> <td>380人</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>95人</td> <td>95人</td> <td>380人</td> <td>388人</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>95人</td> <td>94人</td> <td>380人</td> <td>380人</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>95人</td> <td>94人</td> <td>380人</td> <td>384人</td> </tr> </tbody> </table>		年度	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	2024	95人	95人	380人	379人	2023	95人	93人	380人	380人	2022	95人	95人	380人	388人	2021	95人	94人	380人	380人	2020	95人	94人	380人	384人
年度	入学定員	入学者数	収容定員	学生数																											
2024	95人	95人	380人	379人																											
2023	95人	93人	380人	380人																											
2022	95人	95人	380人	388人																											
2021	95人	94人	380人	380人																											
2020	95人	94人	380人	384人																											
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>																														
<p>優れた点</p>	<p>看護学領域と自然科学・人間環境科学領域が連携しながら、教育研究を実践する体制をとっている。</p>																														
<p>改善を要する点</p>	<p></p>																														

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、學術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	新潟県立看護大学学則（第1条） 教育の理念と目標（学部）
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	（同上）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	（同上）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	新潟県立看護大学学則（第3条）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	（同上）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	—
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	新潟県立看護大学学則（第3条） 過去の入学者数等の状況
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	新潟県立看護大学学則（第1条・第3条）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 目的 本学研究科は、2006年4月に大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)を、2018年4月に博士後期課程を開設し、博士前期課程、博士後期課程が完成した。</p> <p>本学大学院の目的は、大学院学則第1条に「看護学分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与すること」と規定している。これは、本学の「ゆうゆう・くらしづくり」の建学の精神と「地域に根ざした看護学の考究」という教育・研究の使命に基づくものである。</p> <p>2 組織 本学研究科は、大学院学則第3条により、博士前期課程及び博士後期課程を設置している。</p> <p>(1) 博士前期課程 博士前期課程では、学際的で深い科学的知識と高い研究能力を有し、看護学の研究や教育、実践に携わることのできる研究者・教育者、高度実践看護師を育成するために、研究コース及び専門看護師コース(CNSコース：がん看護学・老年看護学)を設けている。</p> <p>また、これまで学部を設置していた助産師課程について、多様化・高度化する社会ニーズに対応できる助産師を育成するため、学部での養成を停止し、大学院博士前期課程に助産師コースを設置することとし、2023年9月に文部科学省から教育課程変更の承認を得て2024年4月に開設した。</p> <p>(2) 博士後期課程 博士後期課程では、研究を自律的に継続し、質の高い看護を構築、提供するために、学術的基盤に基づく教育・研究・管理の立場から看護の機能を発展させることに貢献で</p>	<p>きる人材を養成することを教育目的としている。</p> <p>また、博士後期課程における専門分野については、2023年4月に各領域の俯瞰的視野や協働の素地を養うことを強化し、また、より一層の専門的・多角的な視点からの指導を行うため、専門分野を7分野から4分野に集約したところである。</p> <p>3 定員 入学定員及び収容定員については、大学院学則第4条により、博士前期課程の入学定員は15人、収容定員は30人、博士後期課程の入学定員は3人、収容定員は9人と規定している。過去5年間、入学者が定員に満たない状況にあることが課題である。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響や大学院進学の魅力発信不足が原因と考えられたため、年2回の大学院説明会に加え、研究会や看護師長会議、学部生へのキャリアガイダンス等でPRを積極的に行っている。また、博士前期課程の入試制度の検討や博士後期課程の講義を土曜日開講にするなど入学者の充足率を上げるための対策を検討している。</p> <p>4 履修年限 本学大学院の履修年限は、大学院設置基準に定める標準年限であるが、本学大学院の学生のほとんどが医療機関等で勤務している社会人であることから、修業年限を延長する長期履修制度(博士前期課程：3年まで、博士後期課程：6年まで)を利用している者が多い。</p> <p>5 名称 研究科及び専攻の名称は、大学院学則第4条に「看護学研究科」「看護学専攻」と規定しており、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。</p>
---	--

【入学者数と学生数の推移】

年度	博士前期課程				博士後期課程			
	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
2024	15人	11人	30人	19人	3人	4人	9人	11人
2023	15人	1人	30人	15人	3人	0人	9人	8人
2022	15人	6人	30人	21人	3人	1人	9人	11人
2021	15人	6人	30人	33人	3人	2人	9人	12人
2020	15人	8人	30人	40人	3人	2人	9人	10人

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	助産師コースを設置するなど、課程のあり方について随時見直しを行っている。
改善を要する点	魅力ある大学院研究科とするとともに、入学定員を充足させることが課題である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p>新潟県立大学大学院学則 (第1条) 教育の理念と目標 (大学院)</p>
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二 (教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	(同上)
③	<p>第二条 (大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程 (学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。) とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	新潟県立看護大学大学院学則 (第3条)
④	<p>第三条 (修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	—
⑤	<p>第四条 (博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	新潟県立看護大学大学院学則 (第3条)
⑥	<p>第五条 (研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	新潟県立看護大学大学院学則 (第4条)
⑦	<p>第六条 (専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	(同上)
⑧	<p>第十条 (収容定員) 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	(同上) 過去の入学者の状況
⑨	<p>第二十二條の四 (研究科等の名称) 研究科及び専攻 (以下「研究科等」という。) の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	新潟県立看護大学大学院学則 (第4条)

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教授会 教授会の設置については、学則第12条に規定している。また、教授会の運営に必要な事項は、教授会規程により定めている。この教授会規程では、教授会の構成員を、学長、教授、准教授、専任の講師及び助教としており、原則として月1回定例会を開催することとしている。また、教授会は、教育課程及びその履修に関する事項や学生の入学、休学、退学等の学生の身分に関する事項、学生の試験、卒業及び学位に関する事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。</p> <p>2 教員組織 (1) 領域等 本学では、教育の上で必要な分野ごとに「系」及び「領域」を定めており(表1参照)、教員はその組織の中で役割を担いながら、協力・連携を図るとともに、今後を担う教員の育成にも取り組んでいる。</p> <p>(表1) 看護学部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系</th> <th>領域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通基礎系</td> <td>・人間環境科学領域 ・自然科学領域</td> </tr> <tr> <td>基礎・臨床看護学系</td> <td>・基礎看護学領域 ・臨床看護学領域</td> </tr> <tr> <td>地域生活看護学系</td> <td>・地域生活看護学領域</td> </tr> </tbody> </table>	系	領域	共通基礎系	・人間環境科学領域 ・自然科学領域	基礎・臨床看護学系	・基礎看護学領域 ・臨床看護学領域	地域生活看護学系	・地域生活看護学領域	<p>(2) 教員の年齢構成等 専任教員の職位・年齢別の構成は、表2に示すとおりとなっており、職位別年齢構成はほぼバランスが取れているが、退職教員を補充するため教員公募を行っている。</p> <p>(3) 教員の選考 本学では、教員選考規程に教員となる資格や選考手続等を定めている。教員の採用又は昇任においては、案件ごとに教員選考委員会を設置し資格審査及び選考審査を行い、審査結果については教育研究審議会の審議を経て決定されるものとなっている。</p> <p>(4) 授業科目の担当 本学は、看護師の養成施設であることから、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める教育科目が必修科目となり主要授業科目となっている。本学における主要授業科目(必修科目)のうち専任教員が担当する科目の割合は4分の3以上であり、そのうち専任の教授又は准教授が担当している科目は80%を超えている(表3参照)。</p> <p>一方、選択科目については、非常勤講師で補っているのが現状である。非常勤講師の採用に当たっては、科目概要と講師の経歴及び業績を教務委員会で審査したうえで採用している。</p> <p>なお、本学では「基幹教員」制には移行せず「専任教員」制を継続している。また、TA・SA制度は導入していない。</p>																																																
系	領域																																																								
共通基礎系	・人間環境科学領域 ・自然科学領域																																																								
基礎・臨床看護学系	・基礎看護学領域 ・臨床看護学領域																																																								
地域生活看護学系	・地域生活看護学領域																																																								
<p>(表2) 専任教員の職位及び年齢の構成(2024.5.1現在) (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職位/年代</th> <th>60～</th> <th>50～59</th> <th>40～49</th> <th>30～39</th> <th>～29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教授</td> <td>7</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>准教授</td> <td></td> <td>7</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>助教</td> <td></td> <td>2</td> <td>7</td> <td>6</td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>助手</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>15.7%</td> <td>35.3%</td> <td>25.5%</td> <td>23.5%</td> <td>0.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		職位/年代	60～	50～59	40～49	30～39	～29	合計	教授	7	6				13	准教授		7	4			11	講師	1	3	1	1		6	助教		2	7	6		15	助手			1	5		6	合計	8	18	13	12	0	51	割合	15.7%	35.3%	25.5%	23.5%	0.0%	100.0%
職位/年代	60～	50～59	40～49	30～39	～29	合計																																																			
教授	7	6				13																																																			
准教授		7	4			11																																																			
講師	1	3	1	1		6																																																			
助教		2	7	6		15																																																			
助手			1	5		6																																																			
合計	8	18	13	12	0	51																																																			
割合	15.7%	35.3%	25.5%	23.5%	0.0%	100.0%																																																			
<p>(表3) 専任教員による科目担当の割合(2024.5.1現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">科目分類</th> <th rowspan="2">必修科目</th> <th colspan="2">うち教授・准教授担当</th> </tr> <tr> <th>必修科目</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養科目</td> <td>81.8%</td> <td>100.0%</td> <td>42.9%</td> </tr> <tr> <td>専門基礎科目</td> <td>77.8%</td> <td>100.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>専門科目</td> <td>100.0%</td> <td>83.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		科目分類	必修科目	うち教授・准教授担当		必修科目	選択科目	教養科目	81.8%	100.0%	42.9%	専門基礎科目	77.8%	100.0%	50.0%	専門科目	100.0%	83.0%	100.0%																																						
科目分類	必修科目			うち教授・准教授担当																																																					
		必修科目	選択科目																																																						
教養科目	81.8%	100.0%	42.9%																																																						
専門基礎科目	77.8%	100.0%	50.0%																																																						
専門科目	100.0%	83.0%	100.0%																																																						
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																																								
優れた点																																																									
改善を要する点	退職者の補充を目的とした教員確保が課題である。																																																								

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>新潟県立看護大学学則 (第12条)</p> <p>新潟県立看護大学教授会規程 (第2条・第3条)</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p>新潟県立看護大学学則 (第7条～第13条)</p> <p>新潟県立看護大学教員選考規程</p> <p>専任教員の構成（学部）</p>
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。 	<p>シラバス（学部）</p>
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>専任教員の構成（学部）</p>

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

□ 教員組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

<p>1 大学院の組織体系</p> <p>研究科委員会の設置については、大学院学則第7条に規定している。また、研究科委員会の運営に必要な事項は、研究科委員会規程により定めている。研究科委員会は、原則として月1回定例会を開催することとしており、研究科委員会における審議や情報共有を通じて組織的な教育が行われるよう協力・連携を図っている。また、入学委員会及び教学委員会を置き、入試及び広報、カリキュラム、学生支援など研究科委員会で審議する内容を検討している。</p> <p>2 教員組織</p> <p>(1) 教員配置</p> <p>大学院の専任教員は、すべて看護学部の教員がこれを兼ねているが、教育研究上の支障を生じることはない。また、年齢構成は、表1に示すとおりであり、50～59歳が多い傾向にある。</p> <p>本学大学院に置いている研究指導教員及び研究指導補助教員の数は、表2に示すとおりである。</p> <p>大学院に置くものとする教員数は、平成11年文部省告示第175号に定められており、本学大学院においては、博士前期課程及び後期課程とも、研究指導教員6人、研究指導補助教員6人、計12人以上を設置する必要がある。</p>	<p>博士前期課程については、研究指導補助教員が2人であるが、研究指導教員数は文部省告示で定める基準（6人）の2.3倍に相当する14人であり、研究指導補助教員の不足人数（4人）は研究指導教員で十分に補える状況となっている。また、平成11年文部省告示第175号では研究指導教員の3分の2以上は教授でなければならないとされているが、本学では7割を超えている。</p> <p>博士後期課程の研究指導教員は6人であり、その全員が教授となっている。また、研究指導補助教員は7人であり、基準数である6人を充足している。</p> <p>(2) 教員の選考等</p> <p>大学院研究科博士前期課程・後期課程を担当する専任教員の選考に当たっては、それぞれ「専任教員の資格に関する内規」及び「専任教員の選考に関する申し合わせ」に基づき選考審査を行っている。なお、専任教員の選考審査は、年1回の定例審査のほか教員採用時及び昇任時に行っている。</p>
--	---

（表1）大学院の専任教員（授業分担者を含む。）の職位及び年齢の構成（2024.5.1現在）

職位／年代	60～	50～59	40～49	～39	合計
教授	6	6			12
准教授		5	3		8
講師	1	3		1	5
助教		2	2	1	5
合計	7	16	5	2	30
割合	23.3%	53.3%	16.7%	6.7%	100.0%

（表2）大学院の専任教員の設置状況（2024.5.1現在）（人）

	研究指導 教員数	うち教授		合計
		研究指導 補助教員	研究指導 補助教員	
博士前期課程	14	10	2	16
博士後期課程	6	6	7	13

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員について、退職による欠員が生じないよう育成・補充していく必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>新潟県立看護大学大学院学則（第5条）</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>新潟県立看護大学大学院看護学研究科博士前期課程を担当する専任教員の資格に関する内規</p> <p>新潟県立看護大学大学院看護学研究科博士前期課程を担当する専任教員の選考に関する申し合わせ</p> <p>新潟県立看護大学大学院看護学研究科博士後期課程を担当する専任教員の資格に関する内規</p> <p>新潟県立看護大学大学院看護学研究科博士後期課程を担当する専任教員の選考に関する申し合わせ</p> <p>専任教員の構成（大学院博士前期課程）</p> <p>専任教員の構成（大学院博士後期課程）</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	—

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 入学者選抜

(1) 選抜方法

本学では、下表のとおり入学者選抜を実施している。

学校推薦型選抜及び社会人選抜は小論文及び面接試験により、また、一般選抜は大学入学共通テスト(5教科6科目又は5教科7科目)のほか、前期日程については面接試験を、後期日程については小論文及び面接試験を実施し、総合的に判定を行っている。面接はアドミッション・ポリシーに対応する尺度で量的に評価し、集計している。なお、本学のアドミッション・ポリシーは、大学案内(キャンパス・ガイド)や学生募集要項のほか本学ホームページに掲載しており、志願者への周知を図っている。

入学定員	学校推薦型 選 抜	社会人 選 抜	一般選抜	
			前期日程	後期日程
95人	40人	若干名	45人	10人

(2) 実施体制

入試の実施や学生募集に関する事項を検討、立案及び実施する組織として「入試・広報委員会」を設置し、選抜方法の決定や出題者の決定等は、学長ほか5名で構成する「入試実施本部」が所掌している。入学者選抜におけるミス防止マニュアルを作成し、試験問題作成及び採点は、複数によるチェック体制をとり、公平・公正な試験を徹底している。また、入試ごとに教職員に入試説明会を実施し業務内容の周知・運用を徹底している。合格判定については、入試実施本部で協議し、教授会での審議を経て学長が決定している。

2 教育課程

本学では、保健師助産師看護師学校指定規則改正(2020年度)に伴い、新カリキュラム検討委員会が中心となり、本学の理念である「地域に根ざした看護科学の考究」に基づき、3ポリシーを全学的に検討した。カリキュラム・ポリシーは、「地域の人々の健康な暮らしを支える看護職の育成」を目指すため、教養科目の充実を図るとともに、地域志向科目(ふれあい実習、地域包括ケア実習等)を設置している。また、主体的学習促進のため時間割のスリム化を図り、2022年度から新カリキュラムを導入している。本学の教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づいており、カリキュラムは、教養科目、専門基礎科目及び専門科目を各学年に適切に配置し、段階的に学修を進められるよう構成している。

カリキュラムについては、教務委員会が所掌しており、教育課程及びその履修については教授会で審議の上、学長が決定している。また、教員対象の新カリキュラム意見交換会の年2回実施、学生へのアンケート調査の実施により、継続的に評価・見直しを行っている。

1年間の授業期間は、前期・後期合計で38週を確保している。1単位の積算基準については、学生便覧及び教務ガイダンスで学生に周知している。

3 授業の方法

総合的に看護を学ぶことができるよう、講義・演習・実習を適切に組み合わせて授業を行っている。主体的学習の推進のためにアクティブラーニングや少人数学習を取り入れている。

COVID-19の感染拡大に伴い、オンラインを活用した遠隔授業や、学習管理システム(Moodle)を活用し、学生の学ぶ権利を保障している。

4 成績評価基準等の明示

各科目の到達目標、授業計画、評価方法及び評価基準はシラバス(実習要項を含む)に明記して学生に説明するとともに、シラバスは学内外から閲覧できるようにしている。シラバスの評価方法・評価基準の妥当性については教務委員会が確認している。到達目標の達成度を成績として評価し、成績評価基準は、学則及び履修規程に定め、教務ガイダンス等で学生便覧を用いて学生に説明・周知している。成績評価に対して異議がある場合、担当教員に説明を求めることができるとともに、異議申立制度を設けている。異議申立てがあった場合には、審査会を設置し、申立者及び担当教員の双方から意見を聴取し申立内容を審査する。

5 単位の授与

単位は、学則及び履修規程に「試験に合格した学生」に対して授与するものとする旨、規定しており、科目責任者が単位認定し、教授会で学生の単位取得状況を確認している。

6 卒業認定

卒業認定に必要な単位数は、学則に定めるとともに、学生便覧にも掲載して、学生に対して明示している。教授会で卒業認定条件及び学生の単位取得状況を確認し、卒業を認定している。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

教育課程の継続的な評価・見直しに取り組んでいる。

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>新潟県立看護大学学則 （第14条、第20条～第28条） 新潟県立看護大学入試実施本部規程 入学者選抜要項</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>新潟県立看護大学学則別表 カリキュラムマップ（学生便覧） 新潟県立看護大学学位規程</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>シラバス（学部）</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>新潟県立看護大学学則 （第30条）</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>学年歴 シラバス（学部） 新潟県立看護大学学則 （第15条～第17条）</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>シラバス（学部）</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>シラバス（学部） 教育方法等の特色 （学生便覧 P3）</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<p>新潟県立看護大学学則 （第32条） 新潟県立看護大学履修規程 （第6条） シラバス（学部） シラバス作成要領 ディプロマ・ポリシーの学年別到達目標（学生便覧） 成績評価に関する学生からの異議申し立てに対する申し合わせ</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>新潟県立看護大学学則 （第31条） 新潟県立看護大学履修規程 （第6条）</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>—</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜</p> <p>(1) 選抜方法 本学大学院のアドミッション・ポリシーは、博士前期課程と博士後期課程のそれぞれで設定し、大学院パンフレットや本学ホームページ、学生募集要項等に掲載して入学志願者等に明示している。このアドミッション・ポリシーの観点から総合的に評価している。</p> <p>入学者選抜方法は、博士前期課程については、英語と看護専門科目の筆記試験と面接試験によるものとしているが、2024年度に開設した助産師コースのうち本学学部生の中から選抜された志願者については筆記試験を免除し面接のみで選抜することとしている。</p> <p>また、博士後期課程については、英語の筆記試験と面接(口述試験)により選抜を行っている。</p> <p>なお、入学後に入学者が想定していた指導内容・指導方法等と実際に食い違いが生じないよう、出願希望者は、博士前期・後期課程とも出願前に本学で指導を希望する分野の教員と面談を行い、入学後のミスマッチを回避するよう努めている。</p> <p>(2) 実施体制 入試の実施や学生募集に関する事項を検討、立案及び実施する組織として、研究科委員会内に「入学委員会」を設置している。また、選抜方法の決定や出題者の決定等は、学長ほか5名で構成する「入試実施本部」が所掌している。</p> <p>入学者選抜におけるミス防止マニュアルを作成し、試験問題作成及び採点は、複数によるチェック体制をとり、公平・公正な試験を徹底している。また、入試ごとに教職員に入試説明会を実施し業務内容の周知・運用を徹底している。</p> <p>合格判定については、入試実施本部で協議し、研究科委員会での審議を経て学長が決定している。</p> <p>2 教育課程</p> <p>博士前期課程は、博士前期課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、基盤看護分野、共通基盤分野及び専門分野に分けて科目を配置している。</p> <p>博士前期課程には、研究コース、がん看護及び老人看護の専門看護師を養成するCNSコースと助産師を養成する助産師コースを設置しており、それぞれ必要となる科目を設置している。</p>	<p>博士後期課程は、博士後期課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、共通科目と専門科目及び特別研究に分けて科目を配置している。</p> <p>看護専門職者に求められる社会的ニーズを背景として、募集分野について検討し、2023年4月より、「看護システム・ケア開発学」「臨床実践看護開発学」「次世代育成看護開発学」「地域包括ケア看護開発学」の4分野に改編した。</p> <p>カリキュラムについては、教学委員会が所掌し、授業及び研究指導の方法・内容や年間の授業計画を検討している。博士前期課程、後期課程ともシラバスをホームページに掲載し、学外からでも閲覧可能となっている。</p> <p>研究指導にあたっては、学生便覧に明記している「研究計画書審査申請から学位授与までのスケジュール」に則り、計画的に進められるようにしている。また、年度初めに「研究指導計画書および指導状況報告書」を作成し、指導の進捗を確認している。</p> <p>3 成績評価基準・修了認定</p> <p>成績評価基準は、学則及び履修規程に定めており、学生便覧に明記し、学生には入学時ガイダンスで説明している。各科目における成績評価は、ディプロマ・ポリシーに基づく到達目標の達成度により評価し、教学委員会で承認している。なお、評価方法、評価基準は、定期的に見直しを行っている。</p> <p>学位論文の審査については、「学位論文審査内規」を修士論文・博士論文別に定め、論文指導から、研究計画書の審査、研究内容の倫理審査、学位論文の審査、学位授与の判定までの手続と審査基準を明記している。「学位論文審査内規」は、学生便覧に掲載して学生に配付するとともに、本学ホームページにも掲載して学外からも閲覧可能となっている。</p> <p>成績評価に対して異議がある場合、担当教員に説明を求めることができるとともに、異議申立制度を設けている。異議申立てがあった場合には、審査会を設置し、申立者及び担当教員の双方から意見を聴取し、申立内容を審査することとしている。</p> <p>修了認定に必要な単位数は、履修規程で定めており、学生便覧にも掲載して、学生に対して明示している。研究科委員会で修了認定条件及び学生の単位取得状況を確認し、修了判定を行った後、学長が学位を授与している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>大学院博士後期課程学生の計画的な修了ができるよう体制を検討していく必要がある。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>新潟県立看護大学大学院入試実施本部規程 アドミッション・ポリシー （博士前期課程・博士後期課程） 令和6年度学生募集要項 （博士前期課程・博士後期課程）</p>
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>新潟県立看護大学大学院履修規程 カリキュラム・ポリシー （博士前期課程・博士後期課程） ディプロマ・ポリシー （博士前期課程・博士後期課程） 新潟県立看護大学大学院学位規程</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>新潟県立看護大学大学院履修規程 シラバス （博士前期課程・博士後期課程） 大学院研究指導計画書および指導状況報告書</p>
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>専任教員の構成 （博士前期課程・博士後期課程）</p>
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<p>シラバス （博士前期課程・博士後期課程） シラバス修正要領（教学委員会） 新潟県立看護大学大学院学位規程 新潟県立看護大学大学院看護学研究科学位論文審査内規 （修士・博士） 成績評価に関する学生からの異議申し立てに対する申し合わせ</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条第一項及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項」と、「第二十八条第一項及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>新潟県立看護大学大学院学則 （第8条～第10条、第21条、第23条・第24条・第26条）</p> <p>新潟県立看護大学大学院履修規程</p> <p>シラバス （博士前期課程・博士後期課程）</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 校地等

本学のキャンパスは、上越市新南町に所在する1か所のみで、校地は総面積で42,130㎡である。大学設置基準に定められた面積を確保している。また、大学正面玄関前には「ポルティコの広場」という空地を有している。

本学の屋外運動場（グラウンド）は、校舎と同敷地内に設置している。外構には駐車場、駐輪所、中庭等が設備されている。

2 校舎施設

本学の校舎は総面積で12,693㎡であり、うちスポーツ施設や厚生補導施設を除いた面積は11,753㎡である。大学設置基準第37条の2に定める面積を確保している。

【校舎施設の概要】

施設	階数	面積	備考
管理研究棟	3	5,737㎡	学長室、会議室、事務室、保健室、研究室、看護研究交流センター、学生更衣室、レセプションホール、食堂等
教育棟	3	4,080㎡	講義室、実習室、科学実験室、自習室等
図書館棟	2	1,553㎡	図書館、情報科学教室、大学院生室等
体育館棟	2	1,323㎡	体育館、更衣室、シャワー室、サークル室

看護学実習室5室とシミュレーション室1室を設置し、医療機器やモデル人形を整備し、学生の看護技術習得に役立てている。

また、学部生の自習室や院生室に学生が利用できるパソコン及びプリンターを設置しているほか、学内の主要な場所には無線LANのアクセスポイントを設置し、学生がノートパソコンなどを接続できるよう情報インフラを整備している。

本学専任教員の研究室は、管理研究棟に設置しているが、

講師以上の教員は一人一室の研究室を、助教・助手は4～5人で一室の共同研究室を使用している。

3 看護研究交流センター

看護研究交流センターは、県民及び保健・医療・福祉関係者に対する学術支援ならびに生涯学習・研究支援活動を目的に、一般向けの公開講座のほか、看護職の学習支援等を担っている。センターには、看護管理経験者である専門職員1人と非常勤職員2人を配置し、地域住民及び看護職者の対応に当たっている。

4 図書館

本学図書館では、看護学の単科大学の附属図書館として、看護学や医学の図書、学術雑誌等を中心に整備を図っている。所蔵資料数は、2024年2月1日現在で、図書が62,539冊（和書52,851冊、洋書9,688冊）、雑誌762種（和雑誌681種、洋雑誌81種）、電子ジャーナル46種となっているほか、医療・看護系の文献検索システムとして、現在5種のデータベースを導入している。本学に所蔵がない資料については、図書館相互利用サービス（ILL）を活用して、他大学図書館から複写物の取寄せや現物の借受が可能となっている。

図書館には、閲覧および学習用スペース（閲覧席80席）やパソコンによる情報検索「コーナー（パソコン6台）、視聴覚資料閲覧用のAVブースなどを整備するほかデータベースや電子ジャーナルなどが学内のパソコンから利用できるようにしている。

また、本学の教育、研究成果を収集、蓄積し、学内外へ情報発信するため、機関リポジトリを構築している。

図書館には、正規職員の図書館司書を1人配置しているほか、計6人の非常勤職員により図書館を運営しているが、うち3人は図書館司書の資格を有しており、利用者からの文献検索依頼等に対応している。

本学では同じく上越市内にある国立大学法人上越教育大学と包括的な連携・協力協定を締結しており、その一環として両大学図書館の相互利用ができるほか、年1回の蔵書交換展示会を開催している。さらに、上越教育大学図書館と上越市立図書館で三者連携協力協定を締結し、2022年4月からは相互貸借の送料無料化や交換展示などを開始している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	他大学の図書館との協定や市立図書館を含めた三者協定を締結し、連携協力を進めている。
改善を要する点	校舎の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕を行っていく必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地进行を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地进行を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地进行を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地进行を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>施設案内</p> <p>校舎配置図・校舎平面図 (学生便覧)</p> <p>共通基礎データ</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>(同上)</p> <p>新潟県立看護大学学則 (第55条)</p>
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>施設案内</p> <p>校舎配置図・校舎平面図 (学生便覧)</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>新潟県立看護大学図書館 Web サイト</p> <p>新潟県立看護大学学則 (第4条)</p> <p>新潟県立看護大学図書館規程</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教員と事務職員等との連携 本学では、すべての委員会に事務局職員を配置している。 また、本学の教育・研究及び大学運営全般について審議する運営評議会には、事務局長及び事務局次長が構成員になっているほか、ハラスメント特別委員会などの3つの特別委員会では事務局長や事務局次長、教務学生課長などが委員となっており、教員と事務職員が連携して大学の運営に当たっている。 大学院の2つの委員会においても事務局員が配置されているほか、大学院研究科委員会についても、事務局長、事務局次長及び教務学生課長が出席し、発言できることとされている。</p> <p>2 事務組織 本学は、大学運営に必要な業務を行うため、学則第6条に基づき事務局を設置している。また、事務局内の組織や分掌事務については、「事務局に置く職に関する規程」に規定されている。</p> <p>3 厚生補導の組織 (1) 事務局での対応 事務局に置く職に関する規程第4条では「学生の厚生、補導に関すること」は教務学生課の分掌事務とされている。実際に厚生補導を担当するのは、教務学生課の図書学生係であり、以下のような学生支援を行っている。 (経済面) ・授業料(減免等)・修学支援・奨学金・アルバイト・国民年金学生納付特例制度等の受付・相談対応 なお、独立行政法人日本学生支援機構が実施した「新型コロナウイルス感染症対策助成事業(2020年度)」や「物価高に対する経済対策支援事業(2023年度)」を活用し、経済的に困窮する学生の支援を行った。 (健康面) ・臨床心理士による心の健康相談の窓口、感染症罹患時の連絡窓口 特に学生がCOVID-19に罹患した場合や事故等があった場合など、緊急性が高い案件は速やかに情報共有し、迅速に対応できる体制を整えている。 (生活面) ・学生自治会及び各種サークルへの助言指導並びに後援会事務局として学生生活を支援</p>	<p>・新入生オリエンテーションにおける警察や消費生活センターを招聘しての被害防止指導の実施 その他、学生委員会及び国家試験対策・就職委員会の事務局を担うほか、学生と教職員組織や教職員組織間の連携や情報共有を図っている。</p> <p>(2) 学年担任制等 各学年に3人の教員を学年担任として配置し、定期的な個別面談等を実施している。また、各科目担当教員が学業のほか進路や就職等に関する相談に応じるオフィスアワーを設け学生の相談に応じている。</p> <p>(3) 学生委員会 学生委員会では、毎年度、学生生活実態調査を実施し、学生の状況把握を行うとともに、調査結果がまとまった後、学生と教職員との意見交換会を実施している。また、学生からの相談に応じている各担当者間で情報共有し、対応について検討する学生相談者関係会議を年2回開催している。</p> <p>(4) 保健室 専任の保健師を配置するとともに、学校医及び保健指導員の教員と連携して、学生の健康管理、保健指導、相談対応、体調不良時の応急処置の対応にあたっている。また、健康管理推進のための「保健室だより」を発行している。</p> <p>(5) ハラスメント防止特別委員会 学内におけるハラスメントを防止するため、ハラスメント防止特別委員会を設置し、研修会の開催や啓発活動に取り組んでいる。また、学外者を含む計5人のハラスメント相談員を配置するとともに、相談員の連絡先を記載した名刺大のカードを更衣室等に設置して周知を図っている。</p> <p>4 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制 国家試験対策・就職委員会は、各学年に応じたキャリアガイダンスを開催してキャリア形成の支援を行うほか、看護師等国家試験や就職に向けて情報提供や指導を行っている。また、就職活動実態調査を実施して、次年度以降の就職指導の基礎データとして活用している。加えて、全教職員が就職や進学に関する相談に対応する体制を整えている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教員組織と事務組織が連携を密にし、全学的な学生支援体制を構築している。
改善を要する点	新潟県からの派遣職員が管理職を除き令和6年度末をもって引き上げられる予定なので、後任の職員を確保するとともに、事務局を主体となって担っていくプロパー職員を育成していく必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<p>公立大学法人新潟県立看護大学組織規則（第8条）</p> <p>新潟県立看護大学学則（第6条）</p> <p>公立大学法人新潟県立看護大学事務局に置く職に関する規程</p> <p>令和6年度各種委員会の構成</p> <p>新潟県立看護大学国家試験対策・就職委員会規程</p> <p>就職・進学（学生便覧）</p> <p>学生の健康管理（学生便覧）</p> <p>個別相談（学生便覧）</p>
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>新潟県立看護大学大学院学則（第5条）</p> <p>公立大学法人新潟県立看護大学事務局に置く職に関する規程</p> <p>令和6年度各種委員会の構成</p> <p>就職・進学（学生便覧 P99）</p> <p>学生の健康管理（学生便覧 P103）</p> <p>個別相談（学生便覧 P114）</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

看護学部、大学院看護学研究科それぞれに教育理念、教育目的を策定しており、それらに沿った3つのポリシーを定めている。看護学部、大学院博士前期課程、後期課程とも3つのポリシーを大学のホームページに掲載するとともに、アドミッション・ポリシーについては、学生募集要項や大学案内のパンフレットに掲載するなどして本学を志願する者に対して周知している。また、入学生や在校生に対しては、学生便覧に3つのポリシーを掲載して、いつでも確認できるようにしている。

1 看護学部

2022年度からの新カリキュラム改正に伴い、3つのポリシーを点検・評価し、新カリキュラム検討委員会（WG）が中心となり、全教員の意見を参考にしながらディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを変更した。変更にあたっては、現行カリキュラムのディプロマ・ポリシーに対する学生の自己評価アンケートの調査結果を踏まえて各科目の点検を行い、ディプロマ・ポリシーを作成した。このディプロマ・ポリシーを達成するために新たなカリキュラム・ポリシーを作成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー及び各科目との関連をカリキュラムマップとしてまとめ、学生便覧等で学生に提示している。4年間の学修段階を意識しながら学べるように、卒業時の到達目標に照らして、各学年の到達目標を設定し、学生便覧に掲載するとともに年度末に学生の自己評価アンケートを実施している。

(1) ディプロマ・ポリシー

本学の教育理念である「生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応える人材を育成し、『地域に根ざした看護科学の考究』を進める」と、7つの教育目標に基づき、卒業時に身に付けている能力をディプロマ・ポリシーとしており、かつ所定の単位を修得した者に学位を授与することとしている。

(2) カリキュラム・ポリシー

教育目標とディプロマ・ポリシーに基づき、これらに示されている能力を持つ学生を育成するため、カリキュラム・ポリシーを定め教育課程を編成している。

なお、2022年度のカリキュラム改正に伴い見直しを行い、「地域の人々の健康な暮らしを支える看護職の育成」を目指すために、豊かな人間性と教養を育む「教養科目」、看護学を学ぶ基礎となる保健・医療・福祉に関する幅広い知識を得る「専門基礎科目」、多様な対象の看護ニーズに応え

うる知識・技術・態度の育成とともに看護専門職者としての資質を高める「専門科目」の3つの科目群で編成することとしている。

(3) アドミッション・ポリシー

本学では、本学での教育課程を経てディプロマ・ポリシーに到達できる資質や学習意欲、基礎学力を持つ人材を求めており、それをアドミッション・ポリシーとして示している。具体的には、①看護をはじめとする保健・医療・福祉の分野に興味関心をもち、社会に貢献したいという志がある人、②人間を尊重し、共感的態度で人とかかわることができる人、③協調性を持ちながら自分の意思を表現できるコミュニケーション力を身につけている人、④高い基礎学力を有し、向上心や探究心をもって主体的に学修や行動ができる人、であり、これは本学のパンフレットにわかりやすく「求める人材」として列挙するとともに、オープンキャンパス等で説明している。

2 博士前期課程、博士後期課程

(1) ディプロマ・ポリシー

本学の教育目標及び大学院として掲げている5つの教育目標（①看護学の学問体系の構築に貢献する看護学教育者・研究者の育成、②高度な専門的知識・技術・実践能力を備えた看護実践者の育成、③保健医療福祉専門職との連携において、看護の立場から専門性を発揮し、かつ全体をマネジメントできる人材の育成、④地域のケアシステム構築と発展に貢献する看護人材の育成、⑤変革者として行動を起こせる看護人材の育成）に基づき、博士前期課程、博士後期課程それぞれのディプロマ・ポリシーを設定している。

(2) カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに示されている能力を持つ学生を育てるために必要な教育課程の編成、実施方針として博士前期課程、博士後期課程それぞれにカリキュラム・ポリシーを定めている。

(3) アドミッション・ポリシー

博士前期課程、博士後期課程それぞれのディプロマ・ポリシーで示している人材を育成するため、受け入れる学生に求める意欲、取組姿勢、知識、能力等をアドミッション・ポリシーとして示している。

なお、博士前期課程に助産師コースを設置することや博士後期課程の専門分野を再編することから、博士前期課程、博士後期課程それぞれのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの見直しを行い、2024年4月に改正している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育内容を点検・評価し、3ポリシーを教育目標に合致した内容に改善している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>(看護学部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディプロマ・ポリシー ・ カリキュラム・ポリシー ・ アドミッション・ポリシー <p>(大学院博士前期課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディプロマ・ポリシー ・ カリキュラム・ポリシー ・ アドミッション・ポリシー <p>(大学院博士後期課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディプロマ・ポリシー ・ カリキュラム・ポリシー ・ アドミッション・ポリシー

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教育研究活動等の状況に係る情報の公表</p> <p>(1) 教育研究上の目的 本学ホームページ、学部学生便覧、大学院学生便覧、大学案内パンフレットに教育の理念と目標を掲載して公表している。 学生には、入学時オリエンテーションで学生便覧を用いて周知している。新任の教職員に対しては、SD研修において、教員ハンドブックを用いて説明し、本学の理念・目的への理解を深めるように努めている。</p> <p>(2) 3つのポリシー 本学ホームページ、学部学生便覧、大学院学生便覧、大学案内パンフレットに掲載して公表している。 なお、アドミッション・ポリシーについては、上記のほか学生募集要項に掲載するとともに、オープンキャンパスや大学院説明会等において説明して、周知を図っている。 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについては、学生便覧を用いて入学時オリエンテーションや、教務ガイダンス等で学生に周知している。</p> <p>(3) 教育研究上の基本組織 本学ホームページにおいて、学則、大学院学則、組織図その他関連規定を掲載して公表している。</p> <p>(4) 教員組織、教員数並びに各教員の学位及び業績等 本学ホームページに掲載して公表しているほか、各教員の学位、業績等を紹介するページから researchmap が閲覧できるようリンクを貼り付けている。</p> <p>(5) 入学者数、収容定員及び在学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 本学ホームページに掲載して公表している。</p> <p>(6) 授業科目、授業方法及び内容並びに年間授業計画 本学ホームページにカリキュラム、シラバス等を掲載して公表している。</p>	<p>学生には、入学時オリエンテーション及び教学ガイダンスで学生便覧を用いて説明するとともに、2022年度後期より学務システムを導入し、履修科目や時間割を各自で確認できる環境を整備した。</p> <p>(7) 学修成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準 本学ホームページ、学部学生便覧、大学院学生便覧に掲載して公表している。 学生に対しては、学生便覧を用いて説明・周知している。</p> <p>(8) 校地、校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境 本学ホームページ、学部学生便覧、大学院学生便覧に掲載して公表している。</p> <p>(9) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 本学ホームページ、学部学生便覧、大学院学生便覧、学生募集要項に掲載して公表している。 また、災害発生時には、その都度、授業料が減免できる旨、学生掲示板に掲示して学生に周知している。</p> <p>(10) 修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 本学ホームページに掲載して公表するほか、健康、生活・学業・就職・ハラスメント等各種相談の窓口等については学生便覧に掲載して学生への周知を図っている。</p> <p>(11) 大学院の学位論文に係る評価基準 修士論文及び博士論文の審査基準については学生便覧に掲載しており、学生にあらかじめ明示している。</p> <p>2 情報公表体制の整備 本学入試・広報委員会規程では、入試・広報委員会の所掌事項として、「広報計画の企画立案に関する事項」、「広報誌の発行に関する事項」、「大学のホームページに関する事項」を掲げており、入試・広報委員会が中心となり、各部門等と連携して必要な情報の公表に努めている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>教育情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育理念と目標 ・ 3つのポリシー (看護学部) <ul style="list-style-type: none"> ・ ディプロマ・ポリシー ・ カリキュラム・ポリシー ・ アドミッション・ポリシー (大学院博士前期課程) <ul style="list-style-type: none"> ・ ディプロマ・ポリシー ・ カリキュラム・ポリシー ・ アドミッション・ポリシー (大学院博士後期課程) <ul style="list-style-type: none"> ・ ディプロマ・ポリシー ・ カリキュラム・ポリシー ・ アドミッション・ポリシー ・ 教育研究上の基本組織 ・ 専任教員の構成等 (看護学部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院博士前期課程 ・ 大学院博士後期課程 ・ 入学者数、収容定員、進路の状況等 ・ 授業科目一覧等 (看護学部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院博士前期課程 ・ 大学院博士後期課程 ・ 授業の方法等(シラバス) (看護学部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院博士前期課程 ・ 大学院博士後期課程 ・ 成績評価、卒業(修了)認定基準 (看護学部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院博士前期課程 ・ 大学院博士後期課程 ・ 教育研究環境 ・ 授業料、入学科等 ・ 学生支援 (生活支援、進路・心身支援)
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学科その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 	<p>(同上)</p> <p>学位論文審査基準 (学生便覧 P32 : 博士前期課程) (学生便覧 P68 : 博士後期課程)</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 自己点検・評価の実施 本学では、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行っており、認証評価機関による評価についても、2010年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構、2017年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受けている。</p> <p>2 自己点検・評価の体制 本学の内部質保証は、運営評議会及び次の2つの機関が中心を担う。 (1) 法人評価調整会議 本学では法人評価調整会議規程に基づき法人評価調整会議を設置している。法人評価調整会議は、運営評議会の下で主に地方独立行政法人法の規定に基づく中期計画、年度計画の策定の取りまとめと、毎事業年度における評価や中期計画期間評価のための、PDCAサイクルを踏まえた自己点検・評価の取りまとめを行っている。 (2) 自己点検・評価特別委員会 本学では自己点検・評価特別委員会を設置し、教員評価の実施や自己点検評価報告書の作成等を行っている。 教員評価は、本委員会が教員に評価項目及び評価基準（配点）を示したうえで、各教員が教員評価システムに活動状況を入力する。評価結果（評価点数）は副学長の評価コメントを付して各教員に通知され、各教員は活動全般について自ら改善・向上に取り組む。また、特に高い評価を受けた教員に対しては学長表彰を行っている。 自己点検評価報告書は、毎年度、教員と各委員会の活動状況を大学として点検し取りまとめるもので、各教員と各委員会が主体的な点検と改善を行う機会としている。また、大学リポジトリに収録し公開している。これらは、本学の教育、研究等の改善と向上、教員への支援と意識啓発、更には社会への説明責任を果たすことを目的としている。</p> <p>3 機関別認証評価結果を受けた対応 前回の認証評価では、3点の努力課題が提示された。非常勤講師が担当するシラバスの評価方法や評価基準の記述方法の統一や、大学院教学委員会による教育内容・方法等の改善を図るための研修会実施、業務実績等に関する評価を行うための「法人評価調整会議」の設置など、改善に向けた取組を行っている。</p>	<p>4 研修の機会の確保 (1) 教育内容等の改善のための組織的研修 本学では、教員の教育評価や教育能力、教育方法の開発に関する事項を所掌する組織としてFD委員会を設置している。 FD委員会では、毎年度研修会を開催するほか、授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックするほか、教員が相互に授業参観する授業公開を開催し、参加した教員からのアンケートについてもフィードバックし、授業内容や方法の改善を図っている。研究推進委員会は、研究計画書作成セミナーや若手研究者を対象とした意見交換会等を開催し、教員の研究能力向上のための支援体制を整えている。教務委員会は、主体的学習を促進させるための教授方法の工夫に関する情報共有と意見交換会を開催し、教員の教授方法の改善に役立っている。 また、「大学院特別セミナー」は、大学院研究科の教学委員会が中心となり、医療や研究に関する最新のトピックスをテーマとした講演を年1回企画し、大学院生及び全教員の研修の機会として行っている。 (2) その他の研修会 ハラスメント防止特別委員会や災害時看護支援特別委員会など各種委員会が研修会を開催するほか、事務局職員については、公立大学協会主催の研修会や新潟県が実施する階層別研修会に参加するなど、研修の機会確保に取り組んでいる。</p> <p>5 学修成果を把握するための取組 学生の履修状況や成績に関しては学務システムで管理しており、GPAについても学務システムから確認できるようになっている。 成績については、学期ごとに確認して、前年度の同学年の学生の成績と比較するなどして学修成果を把握するとともに、GPAが一定値を下回る学生には、個別に学年担任が学修指導を行っている。 また、ディプロマ・ポリシーの到達状況は、年度末に学年ごとに設定した到達目標について、学生に到達度自己評価アンケートを実施し、学習成果を可視化して確認している。この結果は、学内で公表し、教育方法や教育課程編成に役立っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教員の活動業績を点数化して客観的に評価し、教育研究等の改善・向上に活用している。 ディプロマ・ポリシーの到達状況を可視化し、教育方法や教育課程編成に役立っている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>新潟県立看護大学学則（第2条）</p> <p>新潟県立看護大学大学院学則（第2条）</p> <p>新潟県立看護大学自己点検・評価特別委員会規程</p> <p>過去の認証評価に関する情報</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	—
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	—
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	新潟県立看護大学自己点検・評価特別委員会規程
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>P38「教育の質保証のための授業改善の取組」参照</p> <p>各種委員会等の活動報告（P67～）</p> <p>FD委員会規程</p>
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	各種委員会等の活動報告（P67～）
	法令外の関係事項	
⑦	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。</p>	P38「教育の質保証のための授業改善の取組」参照

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 財務の状況</p> <p>過去4年間の財務状況は、収入が支出を上回る状況にある。2020年度から新潟県行財政改革行動計画に協力する形で、運営費交付金の縮減を受けたものの、安定的な運営が行われている。</p> <p>第1期中期目標期間中に積み立てた前中期目標期間繰越積立金を取り崩し、2020年度に大規模な空調設備改修工事等に活用した。</p> <p>剰余金は、新潟県から経営努力によるものとして承認され、毎年度目的積立金として積み立てている。</p> <p>公認会計士による監事監査を毎年度中間と期末に受け、財務諸表と各種会計伝票の確認を受けている。</p> <p>内部監査については、対象となる事務を直接所掌していない部署の職員で構成した班により、実施している。結果については理事長に報告し、理事長は監査結果報告書（是正改善の必要がある場合は、併せて改善結果報告書）を監事に回付するとともに、理事会に報告している。</p>	<p>2 教育研究環境等の整備</p> <p>① 2020～2022年度にCOVID-19対策に係る交付金を確保し、看護実習の代替に係る備品を整備した。</p> <p>② 大学の建物内のほぼ全域でWi-Fiを使用できるよう学習環境を整備した。大学院生については院生専用の遠隔授業用スペースを新たに設置し、遠隔での指導を受けやすい環境を整えた。</p> <p>③ 若手の教員が研究計画立案や研究への取り組み方における問題点を洗い出し、それらに対する助言やディスカッションを受けられる機会を定期的に提供している。</p> <p>④ 本学教員を対象に行った、研究環境の改善に向けたニーズ調査の結果を受けて、データ分析や英語論文執筆のサポート体制の構築を目指し、2022年度に英語論文投稿支援制度を立ち上げ支援している。</p> <p>⑤ 1994年の大学（短期大学）校舎建設以来、経年劣化による老朽化が顕著に現れており、2019年度に策定した大学独自の施設整備計画を受けて、毎年度施設整備を行っている。</p>
--	---

【過去4年間の収支決算状況】

(単位:百万円)

収入区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
運営費交付金	612	609	618	628
自己収入	272	259	263	248
授業料及び入学金考査料収入	257	245	249	235
雑収入	15	14	14	13
受託研究等収入及び寄付金収入等	3	1	0	1
補助金収入(修学支援補助金) ※R2～		12	15	15
前中期目標期間繰越積立金取崩収入		138	23	0
収入計	887	1,019	919	892
支出区分				
業務費	846	980	885	801
教育研究経費	141	138	163	143
人件費	639	641	627	580
一般管理費	66	201	95	78
受託研究等経費及び寄付金事業費等	3	2	0	0
施設整備費	25	34	5	7
支出計	874	1,016	890	808
収入－支出	13	3	29	84

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	安定した財務運営を実現している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	大学設置基準 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務諸表、決算報告書、監査報告書
②	大学院設置基準 第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上)

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 ICT環境の整備</p> <p>本学では、情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティの基本方針や目標、管理体制、違反行為や事故等への対応について定めている。</p> <p>本学のICT環境の整備については、情報ネットワーク特別委員会が所掌している。情報ネットワーク特別委員会では、情報化推進に関する設備の充実や総合調整を行うほか、情報管理・倫理規程及び同要綱に基づき情報システムの管理・運用を行っている。</p> <p>本学が管理・運用する情報ネットワークシステムを学生や教職員が使用する場合には、事前に利用申請書を情報ネットワーク特別委員長に提出することになっており、承認した場合にはIDとパスワードを交付して、情報ネットワークシステムに接続できるようにしている。</p> <p>また、自習室や情報科学室、院生室のPCの利用や、学生が持参したノートパソコンを学内無線LANに接続できるようになっており、教育研究上で必要なICT環境が整備されている。</p> <p>COVID-19感染拡大に伴い、オンラインを活用した遠隔授業や、学習管理システム(Moodle)を活用し、学生の学ぶ権利を保障している。</p> <p>2 学生支援</p> <p>(1) 学修支援</p> <p>各学年に3人の教員を学年担任として配置し、定期的に個別面談等を実施して、学修面を含め生活全般の相談に応じている。</p> <p>また、各科目担当教員が学業のほか進路や就職等に関する相談に応じるオフィスアワーを設け学生の相談に応じているほか、特に相談に力を入れるオフィスアワー週間を設け、学生からの相談を受け付けている。</p> <p>国家試験の学修支援については、国家試験・就職委員会が中心となり、授業科目とは別に保健師・看護師国家試験対策講義を22回開講している。また、国家試験模試を計画的に実施し、成績不良者に対しては個別に支援している。</p> <p>大学院においては、主指導教員を中心に、副指導者と連携しながら研究指導に携わっている。</p>	<p>(2) 特別な支援を行うことが必要な学生への支援</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、学内での差別解消及び合理的配慮提供のため、2018年に教職員対応要領及び手続マニュアルを策定し、障害を理由とした支援・配慮が必要な学生からの支援申請を受け付けている。申請を受け付けた場合は、検討会を開催して大学として行う支援・配慮内容を決定し、学生本人及び保護者に説明して同意を得ている。また、合意された支援・配慮内容については関係教職員に周知して統一した対応ができるようにしている。</p> <p>さらに、軽易な教育的配慮が必要とする学生からの申し出を受け付けるため、手続きを簡略化した「授業・実習における配慮の申請」制度を2023年から試行している。</p> <p>近年、発達障害や心の問題を抱える学生が増えていることや、学生が自ら支援配慮の申請を躊躇する場合が考えられる。そのため、臨床心理士と保健室保健師による心と体のアンケート調査を入学時に実施し、気になる学生に関しては、臨床心理士と保健室保健師による個別面接を実施し、学年担任と連携しながら、必要時医療機関の受診や支援配慮申請について説明するなどの対応をしている。</p> <p>(3) 経済的支援</p> <p>修学支援制度の機関要件を満たしており、制度に則った給付型奨学金や授業料の減免等の制度を運用している。また、天災等で家計が急変した学生に対して授業料を減免する制度を設けている。</p> <p>経済的支援を必要としている学生に対して奨学金制度を周知するため、学内ポータルサイトや専用掲示板で情報提供を行っている。</p> <p>また、授業料(減免等)・修学支援・奨学金・国民年金学生納付特例制度等や学生総合補償保険の受付・相談窓口は、事務局教務学生課図書学生係としており、学生が活用できる制度について、一つの窓口で案内・対応できるようにしている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>各学年に3人の学年担任を配置するほか、臨床心理士と保健室保健師を含む全教職員が連携し、きめ細やかな学生支援を行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	新潟県立看護大学情報ネットワーク特別委員会規程 新潟県立看護大学情報管理・倫理規程 新潟県立看護大学情報管理・倫理要綱
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	学年担任規程 学年担任に関する申し合わせ
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	公立大学法人新潟県立看護大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 公立大学法人新潟県立看護大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に基づく手続きマニュアル／フロー・様式
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	新潟県立看護大学授業料等に関する規程（第7条） 新潟県立看護大学授業料の減免及び納付期限延長申請手続等に関する事務取扱要綱 奨学金制度（学生便覧P83～）
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	—

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1 自己分析活動の方針及び体制</p> <p>本学は、「生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応える人材を育成し、地域に根ざした看護科学の考究を進める」(学則第1条)という教育理念を掲げている。この理念を達成するため、学則第2条「教育研究水準の向上を図り、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う」に則り、大学の教育研究の活性化と質向上に努めている。</p> <p>教育の質向上を図る取組は、教員自身による授業点検・評価を基盤として、学部及び研究科の教務担当委員会を中心として教育プログラムの自己点検評価を行っている。また、大学全体の教育研究の活性化と質向上を図る取組は、地方独立行政法人法に基づく中期目標・計画の実践を中心に据えている。設置者である新潟県から示された中期目標の達成に向けて、本学が中期計画、年度計画を策定し、毎年度、実施内容を自己点検・評価し、外部評価を受けながら改善する取組を行っている。取組の評価にあたっては、授業評価アンケート、ディプロマ・ポリシーの学年別到達度調査、学生生活実態調査、学生との意見交換会などを継続的に実施し、客観的な成果評価に努めている。</p> <p>本学における内部質保証の取組は、学長をトップとする運営評議会が全体管理を行い、その下で、法人評価調整会議、自己点検・評価特別委員会、各運営委員会、看護研究交流センター等がそれぞれの役割を分担する組織体制で行っている。また、教育研究審議会、経営審議会及び理事事に議題として提出し幅広い視点で検討している。</p> <p>2 分析活動として取り上げた具体的な取組</p> <p>No.1 地域住民の健康を支える看護職育成を核とした教育改革の取組</p> <p>教育理念「地域に根ざした大学」を進め、学生が地域の暮らしと文化に関心を持つきっかけにするため、2022年度から導入の新カリキュラムにおいて、「新潟学」の新設など地域志向科目の整備を行った。また、導入後も教務委員会</p>	<p>において、全教員を対象とする意見交換会の開催、学生へのアンケート調査を行い、カリキュラムや教育方法について評価、改善に向けた検討を行っている。</p> <p>No.2 教育の質保証のための授業改善の取組【学習成果】</p> <p>教育の質向上のベースとなる各教員の授業の質向上を図るため、FD委員会が中心となり、科目ごとの授業評価アンケートを実施し、その結果を学内ポータルサイトに掲載するとともに教員にフィードバックする取組を行っている。また、授業方法や授業内容に関する研修会の開催、授業検討会や教員相互の授業参観の実施に継続して取り組んでいる。</p> <p>No.3 教員の研究活動を推進する取組</p> <p>本学は順次大学院を整備し、2018年度には博士後期課程を開設した。高いレベルでの研究促進が求められている。そのため研究推進委員会を中心に、研究計画書作成セミナーの開催や研究計画書作成の個別相談への対応、学内共同研究助成制度、英語論文投稿支援制度などの研究支援体制の充実を図り、教員の研究活動を推進している。</p> <p>No.4 学生支援活動の取組</p> <p>学生委員会は、学生が充実した学生生活を送れるよう支援することを目的に、オフィスアワーの活用推進や学生生活実態調査、学生と教職員の意見交換会、学生相談者関係会議を実施している。また、国家試験対策・就職委員会では、資格取得やキャリア形成意識意欲の向上に向けた学年別キャリアガイダンスの開催、国家試験対策講義などの自己学習支援を実施している。</p> <p>No.5 入学者選抜に関する改善の取組</p> <p>本学は、18歳人口の減少に加え、近隣に看護大学・学部の新設が相次ぐ環境下にある。そのため志願倍率の低下に特に危機意識をもち、学部は入試・広報委員会を中心に、広報メッセージの適正化や、Webオープンキャンパスの実施、県内主要高校への訪問による情報収集など入学者選抜に関する改善に向けた取組を続けている。大学院は教学委員会及び入学委員会を中心に、志願者確保のために入学者選抜制度の改正に取り組んでいる。</p>
---	--

2) 自己分析活動の取組(目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	地域住民の健康を支える看護職育成を核とした教育改革の取組	37
2	教育の質保証のための授業改善の取組【学習成果】	38
3	教員の研究活動を推進する取組	39
4	学生支援活動の取組	40
5	入学者選抜に関する改善の取組	41

3) 自己分析活動の取組

タイトル (No. 1)	地域住民の健康を支える看護職育成を核とした教育改革の取組
分析の背景	<p>2022年度のカリキュラム改正に向け、2020年よりアドミッション・ポリシー（AP）、ディプロマ・ポリシー（DP）、そしてカリキュラム・ポリシー（CP）の検討を行った。新カリキュラムでは、目玉となる“地域の人々の暮らしと文化に関心を向け、地域の人々の健康づくりに貢献できる能力を培うための科目”（以下、地域志向科目）の樹立とともに、学生の主体的な学修を促進するための教育方法の取組を掲げている。現在、教務委員会を中心に新カリキュラムに関して1年毎にPDCAサイクルを回して評価しており、新カリキュラム導入4年後（2025年度）にはCPの見直しとともに、今後の改善点を検討する。</p>
分析の内容	<p>カリキュラム改正にあたり、当時の学長をメンバーとする新カリキュラム特別検討委員会にてAP、DPの検討が行われ、その後、各領域から選出された代表者らで構成する新カリキュラム検討委員会にてCPが検討された。新カリキュラム検討委員会では、本学の教育理念「地域に根ざした看護科学の考究」のもと、DP7項目のうち主要となるDP3「地域の人々に寄り添い、地域の人々と共に健康で、穏やかに暮らし続けることを目指し、地域に貢献する能力を身につけている」の実現に向け、“地域志向科目”の樹立とともに、“教養科目の充実”、そして学生の“主体的な学修の促進”を掲げたカリキュラムを策定した。これらの取組を評価するため、2022年度入学生の「地域志向科目を含む教養科目（選択科目のみ）の履修者数」（資料1-1、1-2）を確認するとともに、学修成果を可視化するために「カリキュラムに関するアンケート（以下、アンケート）」（資料2）及び「DPの自己評価」（資料3）を実施した。</p> <p>1. 地域志向科目を含む教養科目について</p> <p>学生へのアンケートの結果、「選択科目の選定にあたり重要視したこと」では、“学習内容の興味関心”、“卒業単位を満たす”、“前期に集中した単位取得”の順に多く、学習内容の関心とともに、早期の単位取得を考慮していることが分かった。このことは、後期に開講されている教養科目の履修者数が少ない状況からも裏付けられた。これに対し、2023年4月の教務ガイダンスでは、早期の単位取得のみ優先するのではなく、自身の興味・関心を踏まえた選択科目の履修を促したが、2023年度の履修者も同様の傾向がみられた。地域志向科目を含む教養科目の選択に関して学生への周知を図る必要がある。一方、「DPの自己評価」では、DP3は4.46（5段階評価）と自己評価が高かった。2年次以降の看護専門科目の学修成果を踏まえて、卒業時までの学生の学修成果を可視化し、CPを評価していく必要がある。</p> <p>2. 主体的な学修の促進</p> <p>アンケートの「時間割の空き時間の使用内容」では、“友人との談話”、“家事（掃除等）”、“看護技術の練習”が半数以上を占めるとともに、4割弱の学生は“事前・事後学修”と答えており、主体的な学修への取組も窺うことができた。一方、「DPの自己評価」では、DP4「生涯にわたって看護の発展と看護専門職としてのキャリア開発のために、主体的に学修する能力を身につけている」は、4.07と低い結果であった。ただ、DP5の下位項目である「小集団で行う学習活動において、他学生と協力してグループ学習を行うことができる」は評価が高かった。新カリキュラムにて、主体的・能動的な学びを促進するため、「少人数グループ学習や問題解決型学習」を導入しているが、それが主体的な学修の促進に繋がるか今後のDP評価の推移を注視していく。また、学生の主体的な学修の促進を目指し、教員を対象とした新カリキュラムに関する意見交換会を年2回開催している。教育実践に関する報告や、今後開講される科目運営について、所属領域を超えた教員間の情報共有を行っている。教員からは“他教員の主体的な学修を促進するための事前・事後学習の取組は参考になる”、“学生の学修への取組の傾向について情報を得ることができた”といった意見が聞かれており、今後も継続していく予定である。</p>
自己評価	<p>「カリキュラムに関するアンケート」にて、学生の率直な意見が得られていることから、今後も「DPの自己評価」、及び「地域の人々の健康づくりに貢献できる能力の修得」や、「主体的な学修への促進」等の学習成果を継続的に評価していく。また、学生の主体的な学修の推進を更に進めるため、引き続き教員間の意見交換会を開催し、少人数グループ学習や問題解決型学習といった教育方法に関する情報共有とともに、教育活動への取組を切磋琢磨する場として活用していく。</p>
関連資料	<p>資料1-1, 1-2. 地域志向科目を含む教養科目の履修者数 資料2. カリキュラムに関するアンケート調査 抜粋（2022年度1年生、93名回答/94名中） 資料3. DPの学年別到達目標に対する到達度自己評価（2022年度1年生、93名回答/94名中）</p>

タイトル (No. 2)	教育の質保証のための授業改善の取組【学習成果】
分析の背景	<p>本学では、法人の中期計画に基づき FD 委員会が中心となり、教育の質の維持並びに教員の教育活動の向上のため授業評価結果を教員にフィードバックし、授業の改善を進めている。また、教員による相互評価や研修の実施など授業内容・方法を改善・向上させるため組織的な取組の充実にも努めている。「学生による授業評価アンケート」を通じて学生の全体的な満足度を把握しながら取組を進めており、ここでは本学におけるこうした授業改善の取組について記述する。</p>
分析の内容	<p>1. 「学生による授業評価アンケート」のフィードバックによる授業改善の取組</p> <p>講義・演習・実習の全科目について、前学期、後学期 1 回ずつ年 2 回、学生に対し、「授業の構成・内容」「自己評価」「総合評価」を内容とする計 13 項目からなるアンケートを行い、学生による授業評価を実施している。評価結果は科目の担当教員にフィードバックし、教員が個人又は領域で結果を分析し、授業改善につなげている。また、全体集計結果は学内ネットワークに掲載し、教員、学生が共有している。加えて、2019 年度には授業満足度が高かった科目の分析を教員間で共有した。また、2020 年度には遠隔授業の導入にあたり学生が問題点とした事項を把握し教員間で共有した。</p> <p>教員が授業評価結果をどのように活用しているかについては、2018 年度に実態調査を行った。回答があったもののうち、89%の教員が授業改善策の検討などに活用しているとの結果を得ている。また、タイムリーに授業改善を行うために、授業評価を終了時に加え、適宜実施するなどの検討が必要である。</p> <p>アンケート方法については、2019 年度に実習科目用のアンケート様式を新設し導入した。また、2020 年度には COVID-19 の感染拡大を踏まえ、従来の書面のアンケート用紙による調査をオンライン調査に変更し、併せて QR コードでスマートフォンから回答できる方式を導入し、利便性向上を図ってきた。</p> <p>学生の授業内容の総合的な満足度（5 段階評価）は、2018 年度 4.6 点、2019 年度 4.6 点、2020 年度 4.3 点、2021 年度 4.4 点、2022 年度 4.5 点でいずれも中期目標の目標値 4.2 点を上回って推移している。COVID-19 の影響が顕著であった 2020 年度を含め概ね教育の質保証が図られてきたと分析している。</p> <p>課題として、2020 年度からのオンライン調査への移行により回答率が大幅に低下していることが挙げられる。2023 年度からの学習管理システムの変更に合わせて工夫しているが、依然回答率の低下は課題である。非常勤講師の科目や特定の学年の回答率の低さが顕著であるため、今後これらの改善策を検討する。</p> <p>2. FD 研修会</p> <p>教育活動の質的向上を目指して教員向け研修会を年 1 回実施している。外部講師による講義や教員同士によるグループワークを通して新たな教育方法の学習や教育活動の振り返りを行っている。参加率の向上が課題である。2023 年度にはオンラインでの実施に加え、新たにオンデマンドでも配信したところ、参加率の改善が見られた。</p> <p>3. 授業公開（教員相互の授業参観）・授業検討会の実施</p> <p>教員の教育能力の向上のため、2019 年度の試行を経て、2020 年度から教員相互で授業参観と検討を行う授業検討会を実施した。課題として、授業担当教員の負担が大きく応募する教員が少ないこと、日程が限られることなどから特に若手教員の参加が少ないことが挙げられた。これを踏まえ検討の上、2022 年度からは、約 1 か月間に 10 科目 30 コマ程度の授業を参観できる授業公開の形態に変更した。2023 年度には事前申込不要、途中の出入り自由の方式に変更するとともに、参観可能な授業数を増やす変更を実施した。参加教員から参観しやすくなったとの意見が聞かれた。</p>
自己評価	<p>学生の授業内容の総合的な満足度は中期目標の目標値を上回っており、学生への授業評価アンケート結果の教員へのフィードバック、FD 研修会、授業公開等の実施が、教員の教育能力の向上・授業改善につながっていると考えられる。授業評価アンケートについてはオンライン調査への変更に伴う回答率の低下が課題であり、教員・学生双方への働きかけを一層強化する必要がある。また、評価結果をできるだけ速やかに授業改善につなげる視点で、アンケートの実施時期についても検討する必要がある。</p>
関連資料	<p>資料 1. 看護大学 FD 通信 第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号 資料 2. 2022 年度授業内容満足度（第 2 期中期計画・第 4 事業年度業務実績報告書）（抜粋） 資料 3. FD 研修会実施状況 資料 4. 授業公開・授業検討会実施状況</p>

タイトル (No. 3)	教員の研究活動を推進する取組																																																				
分析の背景	<p>本学は、博士後期課程を有する大学であり、高いレベルでの研究促進が求められている。そのため、研究推進委員会、自己点検・評価特別委員会を中心に、研究支援体制づくりの計画・実行とその評価・改善を進めている。近年では、学内アンケートを行なって研究環境に対する教員のニーズを抽出し、それに対応するため様々な制度を計画・実行している。今回、それらの制度の自己評価を行い、今後に向けての改善点を検討する。</p>																																																				
分析の内容	<p>研究活動促進のため現状の問題点を明らかにする目的で、2019年に学内アンケートを実施して、研究環境に関する教員のニーズを抽出した(資料1)。その結果、研究に関して気軽に質問できる・指導を受けられるようにしてほしいという要望が多かったため、対応する制度を計画・実行した。まず、従来から行なっている「優れた研究計画書の作成セミナー」(資料2)や、研究計画書作成について個別相談に対応する Research Proposal Consultation(以下 R.P.C. 資料3)制度を充実させ、参加者の評判も良好である。加えて、研究活動に役立つ図書の展示(資料4)や、若手研究者が気軽に研究相談を行える会(R.P.C. CAFÉ、資料5)を開始して、利用状況も良好である。さらに、2023年10月からは、個別相談を行える「研究相談アワー」を定期的に開催して、質問・相談の場が充実してきていると考えられる。</p> <p>学術振興会の科学研究費申請件数(表1)は減少傾向であるが、申請可能者のうち85%程度が申請を行っており、継続採択件数が増加していること、コロナ禍で研究期間を延長したことが要因として考えられた。一方、採択率は更なる向上が望ましく、評価・改善事項として、異動等により R.P.C. 制度の相談員が減少して利用者が増えないため、相談員養成のためのプログラムを予定し準備を進めている。また、他の外部資金の申請も促進するため、2023年より外部資金公募情報を全教員に通知する制度を開始した。さらに、学内共同研究助成制度を充実させ、毎年学内の共同研究を促進している。</p> <p>学内アンケートで最もニーズが高かった英語指導については、2022年10月より、本学英語教員の協力のもと英語論文投稿支援制度を開始して、半年間で16件という多くの利用があった。今後の活動実績向上につながるか経過を注視していく。2020年度の著書・論文数は2018、2019年度よりも減少しており(表2)、コロナ禍の影響もあるが、より一層の改善が望まれる。引き続きニーズを踏まえた支援策を検討していくとともに、専門領域内の教員が協力して論文作成に努めるよう要請した上で、大学紀要を論文作成能力向上の場と位置づけ、大学を挙げてバックアップしていく方針とした。また、研究内容を発信して学外との共同研究につなげることを目的として、2022年度より大学ホームページから教員全員の researchmap ページにリンクを作成している。</p> <table border="1" data-bbox="938 808 1469 1055"> <caption>(表1) 学術振興会科学研究費の申請及び採択件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請件数</th> <th>新規採択件数</th> <th>継続採択件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>37</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>32</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>26</td> <td>6</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="938 1189 1469 1413"> <caption>(表2) 研究活動実績</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>著書件数</th> <th>査読付き論文件数</th> <th>学会発表件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>7</td> <td>49</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>7</td> <td>51</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>6</td> <td>42</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>12</td> <td>37</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>7</td> <td>40</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>	年度	申請件数	新規採択件数	継続採択件数	2018	37	10	9	2019	32	5	14	2020	26	6	18	2021	19	5	24	2022	15	3	24	2023	14	5	24	年度	著書件数	査読付き論文件数	学会発表件数	2018	7	49	138	2019	7	51	121	2020	6	42	97	2021	12	37	70	2022	7	40	84
年度	申請件数	新規採択件数	継続採択件数																																																		
2018	37	10	9																																																		
2019	32	5	14																																																		
2020	26	6	18																																																		
2021	19	5	24																																																		
2022	15	3	24																																																		
2023	14	5	24																																																		
年度	著書件数	査読付き論文件数	学会発表件数																																																		
2018	7	49	138																																																		
2019	7	51	121																																																		
2020	6	42	97																																																		
2021	12	37	70																																																		
2022	7	40	84																																																		
自己評価	<p>アンケートで抽出されたニーズを踏まえて、「優れた研究計画書の作成セミナー」に加えて研究活動に役立つ図書の展示や R.P.C. CAFÉ を開始して利用状況も良好であり、近年でも研究相談アワーや英語論文投稿支援制度を開始して、研究支援制度は整ってきていると考えられる。</p> <p>科学研究費の採択率向上のために R.P.C. 制度の充実が必要であり、引き続き相談員の養成を進める。著書・論文数については改善が望まれる。英語論文投稿支援制度導入の有効性を評価していくとともに、学内外の共同研究を推進し、大学紀要を利用して論文作成能力向上を図っていく。</p>																																																				
関連資料	<p>資料1. 研究環境に関する職員アンケート結果(抜粋) 資料2. 優れた研究計画書の作成セミナー参加者数 資料3. Research Proposal Consultation (R.P.C.) 制度利用者数 資料4. 研究活動に役立つ図書の展示 資料5. R.P.C. CAFÉ 利用者数</p>																																																				

タイトル (No. 4)	学生支援活動の取組
分析の背景	<p>本学では、学生が充実した学生生活を送れるよう支援するため、学生委員会を中心に、オフィスアワーの活用推進や学生生活実態調査、学生と教職員の意見交換会、学生相談者関係会議を実施している。また、学年担任と連携しながら、学生の生活実態や抱えている悩みを把握し、その都度タイムリーに学生支援を行っている。また、国家試験対策・就職委員会が中心となって、卒業後に向けた資格取得やキャリア形成意識向上の支援を目的に、キャリア支援として学年別キャリアガイダンスや4年生対象の就職活動調査を、資格取得に向けた自己学習支援として国家試験対策講義を実施している。</p>
分析の内容	<p>1. オフィスアワーの活用推進</p> <p>学生生活実態調査で学生のオフィスアワーの利用者数が少ないことが明らかになったことから、ガイダンスや講義で意識的に周知するとともに、「オフィスアワーキャンペーン」を年2回開催している。コロナ禍では、メールやオンラインを活用して実施した(オフィスアワーキャンペーン学生利用者数:2021年度28人、2022年度51人、2023年度10人)。オフィスアワー認知度は上がったものの、普段のオフィスアワー活用に繋がっていないため、継続してオフィスアワーの活用推進を図る必要がある。</p> <p>2. 学生生活実態調査・学生と教職員の意見交換会の実施</p> <p>全学年対象に「学習時間」「健康状態」「経済面」「学習環境」等について学生生活実態調査を年1回実施し、学内ポータルサイトに過去2年分の集計結果を掲載し大学全体で共有している。さらに、特に学生に伝えたい集計結果(学習時間とアルバイト、心身の健康、トラブル等)を抜粋し、学生委員会からのコメントを付したポスターを掲示することで学生へのフィードバックを行っている。また、学生と教職員による意見交換会を年1回開催し、学生生活実態調査結果と学生生活に関する意見・要望をもとに対応可能な改善策を検討している。議事録及び担当部署の回答は、学内ポータルサイトに掲載して、学生に周知しており、学生からの率直な意見を聞く機会として今後も継続していく必要がある。</p> <p>3. 学生相談者関係会議の実施</p> <p>学年担任・保健指導員・保健師・心理カウンセラーによる相談・支援体制を充実させることを目的に学生相談者関係会議を年2回実施し、学生が抱える心身の健康問題とその対応について共有している。合理的配慮申請には至らないが、教育的配慮を必要とする学生に対して「授業・実習における配慮申請書」の試行をはじめたところである。今後は運用を検証し、学生支援の充実を図っていく予定である。</p> <p>4. キャリア支援、資格取得に向けた支援の実施</p> <p>2022年度キャリアガイダンス後のアンケートで就職や進学に関する疑問や不安(1年次:勉強法、2年次:就職情報収集の仕方、3年次:就職先を決めるポイント、4年次:就職後の心構えなど)が明らかになったことから、各学年に向けた助言を学習管理システム(Moodle)でフィードバックするとともに、2023年度キャリアガイダンスでは上級生や卒業生の協力も得ながら助言を行った。また、2022年度就職活動実態調査で、就職説明会が就職先決定に最も役立ったことが判明したため、就職説明会の情報を学習管理システム(Moodle)に積極的に掲載し、2023年度キャリアガイダンスでも最新の情報を紹介した。さらに2022年度国家試験対策講義後アンケートで明らかになった希望科目や開催時期のニーズをふまえ、2023年度国家試験対策講義を開講した。</p>
自己評価	<p>学生と教職員による意見交換会で、直接学生からの意見を吸い上げ、具体的な改善策へとつなげることができている。学生生活実態調査を紙媒体からオンライン調査に移行後の回答率低下が課題であり、調査目的の周知や負担軽減等の見直しをしていく必要がある。学生相談者関係会議は学生支援の中心的役割を担う学年担任の支援としても重要であるが、今後の効果的な運営についての検討が必要である。キャリアガイダンス後のアンケート、就職活動実態調査、国家試験対策講義後のアンケートを通し、各学年の就職や国家試験対策に関する疑問や不安、ニーズを把握し、それらの改善解決に向けた支援を実施しているが、今後はこれらの中長期的成果についての検証と更なる支援の強化が必要である。</p>
関連資料	<p>資料1. オフィスアワーキャンペーンにおける学生利用者数</p> <p>資料2. 学生生活実態調査結果 (2020年度、2021年度、2022年度)</p> <p>資料3. 学生との意見交換会 要約版 (2020年度、2021年度、2022年度)</p> <p>資料4. 就職活動実態調査報告書 (2021年度、2022年度)</p> <p>キャリアガイダンスアンケート結果 (1年次、2年次、3年次、4年次)</p> <p>資料5. 国家試験対策講義アンケート調査結果 (2021年度、2022年度)</p>

タイトル (No. 5)	入学者選抜に関する改善の取組
分析の背景	<p>看護学部では、入試・広報委員会が中心となり入学者選抜に関する改善に向けた取組を危機意識を持って続けている。18歳人口減少に加え、近隣の看護大学・学部の新設が相次ぐ中、2019年度以降の学部入学者選抜の志願倍率は、3.36→3.14→2.63→6.07→2.88（倍）と推移した。数値目標のみに縛られるのではなく、本学のアドミッション・ポリシーに相応しい入学者選抜のための改革を心がけている。</p> <p>大学院については、入学委員会が中心となり志願状況や入学状況をもとに大学院入学者選抜制度の見直しを行ってきた。また、入学者選抜における試験問題の出題・採点に係るミス防止対策の改善を継続的に進めている。</p>
分析の内容	<p>1. エビデンスに基づく広報活動の取組</p> <p>大学・専門学校間の競争が激化する中で、安定した学生数を確保するためには、社会の変化やニーズ、受験生の要望や動向の把握が必要である。2019年度より新入生意識調査アンケートを導入し、大学選定の動機、活用したメディア、本学入試活動の評価、県内受験生と県外受験生の違い等を調査した。年度ごとのデータのみならず、累積の経年変化の分析も行い、広報メッセージの適正化、メディアの的確な選択に努めた。オープンキャンパスにおいても、毎年度アンケート調査を実施し、的確な入試広報の戦略の展開につなげている。</p> <p>2. デジタル化への対応</p> <p>コロナ禍を経て、受験生のデジタル化への意識が急激に進んだことが新入生アンケートから明らかになった。オンライン進学情報が進路決定に重要だったとする割合が年々増加し、2023年度入学生では9割近くに及んだ。2021年度より、WebオープンキャンパスをHP上に常時開設し、2021、2022年度と1,000名超の視聴者数を得た。2021年度以来、オンラインイベント「夢ナビ」に参加しており、本学教員のライブ講義に全国から多数の高校生が参加した。講義映像は、Webオープンキャンパス上に6講義がアップされている。2021年度には、大学公式のSNSアカウントを開設し、デジタル上の広報戦略を強化した。2022年度より入学者選抜においてWeb出願を一部導入し、2023年度には全面化に踏み切った。</p> <p>3. 県内高校との連携強化と学校推薦型選抜の改革</p> <p>県内主要高校の大半を対象とする高校訪問を継続した。本学入学者選抜の狙いや教育方針、教育活動の内容を伝えると共に、高校の教育現場が抱えている課題や現状についての情報を収集した。県内高校との望ましい連携・協働のあり方を探る中で、2023年度には、学校推薦型選抜（県内受験生対象）の入学定員を35名から40名に増員する改革を行なった。また、高校生の進路指導に資するため、出前講義のリストを拡充し、看護職の社会的意義、看護学の価値の啓発に大学として取り組んだ。</p> <p>4. 大学院入学者選抜制度の見直し</p> <p>アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜に向け、継続的に見直しを行っている。2019年度入試（2018年度実施）より、博士前期課程入試科目に志望分野別看護専門問題を導入した。2024年度より博士前期課程に助産師コースを設置することに伴い、学内推薦選抜制度を導入した（助産師コースのみ）。加えて、同年度より博士後期課程の入試を、1月入試の1回から8月入試・1月入試の2回に変更した。また、2013年度制定の「入学者選抜における試験問題の出題・採点ミス防止ガイドライン」について継続的に見直しを行い、過去7年間で3回改定を行っている。</p>
自己評価	<p>学部については、本学のアドミッション・ポリシーにかなう入学者選抜を効果的に実施し、志願者を確保してきた。18歳人口減、大学間・専門学校間競争は激化を続けており、入試広報活動の成果は容易には顕出しない。本学独自の立場、方針を吟味した入学者選抜改革を構築し、そのビジョンを受験生、保護者、高校教員、社会に向けて積極的に発信し続けることが求められる。</p> <p>大学院入学者選抜制度については、毎年入試後に振り返りを行い、出題・採点ミス防止ガイドラインによるチェック機能を強化している。また、2024年度入試（2023年度実施）の8月及び1月入試の志願状況は、前年度の実績を上回っている。</p>
関連資料	<p>資料1. 入試・広報活動に関するアンケート集計結果 (2019年度、2020年度、2021年度、2022年度、2023年度)</p> <p>資料2. 入試・広報委員会活動報告 (2019年度、2020年度、2021年度、2022年度)</p> <p>資料3. 2023年度大学院説明会・助産師コース学内推薦選抜説明会実施状況</p>

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は「地域とともに発展する大学」として、本学が立地する地域の特性を踏まえ、「災害・防災意識の向上」「国際的な視野をもつ看護人材の育成」「高度実践看護師教育」「住民及び看護職者を対象とした地域貢献活動」に取り組んでいる。</p> <p>本学が立地する新潟県は、2004年の新潟県中越地震や2007年の新潟県中越沖地震で大きな被害を受けた。本学は地域の災害避難所としての機能を有しているため、「災害時看護支援特別委員会」を中心に、学生の防災意識の向上に取り組んでいる。また、近年、在住する外国人の数が増加傾向にあり、国際的な視野をもつ看護人材を育成するために英語教育に力を入れるとともに、「国際交流委員会」が中心となり海外研修を企画している。さらに、大学院では県民の健康に貢献できるよう高度実践看護師教育を行っている。加えて、本学は「看護研究交流センター」を置き、地域住民のニーズに応じた生涯学習支援や、看護職の教育研究の支援を行っている。</p> <p>以下に、本学の行う5つの特色ある教育の取組について述べる。</p> <p>No.1 災害時の連携システムの構築と防災意識向上の取組</p> <p>災害時における学生・教職員の安否を確認し迅速な支援につなげることを目的として安否確認システムANPICの導入等“災害から命を守る”システムを確立し、それらを用いた訓練を行っている。また、学生・教職員の防災意識向上を目的に、防災用品の展示紹介や教職員向けの防災研修会を行っている。</p> <p>ANPICを用いた安否返信訓練の返信率を向上させていくことが課題である。</p> <p>No.2 生きた英語力の習得に向けた教育</p> <p>学部授業では、医療・看護で必要とされる英語力に焦点を絞るEnglish for Specific Purposes (ESP) の理念を重視し、看護職者としての将来を見据えた英語力を培う英語</p>	<p>教育を実践している。また、国内外で看護実践ができる国際的視野を備えることを目的に、国際看護演習を配置し異文化を学びながら英語力を高める英語圏での現地研修を行っている。現地研修は、物価変動の影響による研修費用上昇が続いており、費用負担を抑え履修学生を増やすことが課題である。</p> <p>No.3 大学院における高度実践看護師教育（専門看護師コース・助産師コース）</p> <p>本学の大学院では、がん看護専門看護師と老人看護専門看護師の高度実践看護師を育成している。加えて2024年4月からは、大学院で助産師の国家試験受験資格を得られる助産師コースを開設した。大学院の履修者は病院施設等に勤務する社会人が大半を占めており、昨今のCOVID-19拡大により大学院入学者が減少し、大学院生の確保が課題となっている。</p> <p>No.4 地域住民のニーズに応じた生涯学習支援</p> <p>建学の精神である「ゆうゆう・くらしづくり」に基づき、地域住民のニーズに応じた生涯学習支援として、市民向け公開講座「いきいきサロン」と本学教員の研究成果を地域に還元する「出前講座」を実施している。地域住民からは高評価を得ているが、引き続き地域住民のニーズに即した講座内容となるよう検討していくことが課題である。</p> <p>No.5 看護職へのリカレント教育支援の推進</p> <p>看護学における教育と研究の成果を地域に還元し、県民及び保健・医療・福祉関係者に対する学術支援ならびに生涯学習・研修支援活動を通して、県内の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的に、「看護職学習支援公開講座」、「バーチャルカレッジ（オンデマンド型学習）」「地域課題研究助成」「専門性の高い看護職員育成に向けた取組」を行っている。地域の看護職のリカレント教育推進に一定の成果を上げているが、継続的に学習ニーズを把握し学習支援の内容と方法を見直していくことが課題である。</p>
---	---

2) 特色ある教育研究の取組（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	災害時の連携システムの構築と防災意識向上の取組	45
2	生きた英語力の習得に向けた教育	46
3	大学院における高度実践看護師教育（専門看護師コース・助産師コース）	47
4	地域住民のニーズに応じた生涯学習支援	48
5	看護職へのリカレント教育支援の推進	49

3) 特色ある教育研究の取組

タイトル (No. 1)	災害時の連携システムの構築と防災意識向上の取組
取組の概要	<p>2度の平成大地震（新潟県中越地震、新潟県中越沖地震）を経験した新潟県に所在する本学は、その経験を基に災害時看護支援特別委員会を新たに設置し、学生・教職員、地域住民を災害から守る防災意識啓発とその実践、そして災害に対して県内の看護系大学と行政で連携して対応する取組に注力してきた。具体的な取組は以下の4点である。</p> <p>(1) 学生・教職員の安否を迅速に確認するためのシステムの導入とシステムを活用した安否確認訓練の実践、(2) 防災意識啓発活動、(3) 講座等を通じた地域住民への防災教育活動とその実践、(4) 新潟県内の看護系大学・行政との災害時連携</p>
取組の成果	<p>1. 学生・教職員の安否を迅速に確認するためのシステムの導入とシステムによる安否確認訓練の実践 本学では災害時に学生・教職員の安否を確認し、迅速な支援につなげることを目的として2018年度に安否確認システム ANPIC を導入し、導入直後よりシステムを活用した安否確認訓練を定期的実施してきた。直近8回の訓練開始後24時間以内の返信率は学生・教職員合わせて平均85.1%であり、高水準の返信率を維持できている（資料1）。2019年10月に上越市に発令された大雨特別警報を受け、警戒レベル3（避難準備）の段階で ANPIC を通じて学生への安全確保を指示した（資料2）。また、2024年1月の能登半島地震では上越市で震度5強の地震が発生し、ANPIC および電話による連絡を通じて全学生と教職員の無事を確認した。</p> <p>2. 防災意識啓発活動 2004年の中越沖地震後に設置した図書館の「災害看護・地震関連資料コーナー」には、災害看護、地震および防災に関する最新の図書を随時増やし、現在蔵書数は300冊以上に達している。これらの図書は、学内の学生・教職員に加えて、図書館を利用する地域住民に活用されている。学生が所有する防災用品をポスターにより紹介する防災グッズコンテストは、学生のみならず教職員の防災用品の準備とさらなる充実啓発の機会となっている。教職員向けに2020年度より毎年8月に専門家を講演者として招聘した防災研修会を開催し、防災減災に関する最新の知見を得ている（資料3）。</p> <p>3. 講座等を通じた地域住民への防災教育活動とその実践 地域住民への防災教育活動として、本学看護研究交流センターが定期的実施している市民講座で本学教員による防災講義を実施し、講義後に実施したアンケートで高評価を得た（資料4）。また本学は上越市の指定緊急避難所になっており、その管理者として毎年上越市担当職員とともに本学近隣の住民に対する説明会を開催して災害時における本学への避難手順を確認している。2019年の台風19号による上越市の大雨洪水警報下では6名の（資料2）、2024年1月の能登半島地震では約30名の避難者を受け入れた。</p> <p>4. 新潟県内の看護系大学・行政との災害時連携 本学は東日本大震災後に、地域社会の災害予防および災害時の健康生活に係わる問題を解決することを目的として設立された「新潟県内看護系大学等協議会」に加盟し、定期的な会議を通じて災害関連活動等に関する情報交換を実施している。本学が同協議会会長校を務めた2022～2023年度においては、県内保健所の要請に応じ、COVID-19 罹患者を対象とした積極的疫学調査への人員派遣調整を行うとともに本学からも人員を派遣して対応した（資料3）。</p>
自己評価	定期的実施している安否確認訓練については、高返信率を維持できていることから学内全体に訓練の意義が浸透していると判断された。防災活動については、学内に加え、大学近隣の住民に対しても啓発活動を通じて防災意識を共有し、また新潟県内の諸機関との連携を通じて、実際に起こった水害及び震災に対応できた。
関連資料	<p>資料1. 安否返信訓練24時間後における返信率 資料2. 2019年度業務実績報告書（抜粋） 資料3. 2022年度業務実績報告書（抜粋） 資料4. 研究交流センターいきいきサロン2022年度第5回「自然災害に対する家庭での備え」案内</p>

タイトル (No. 2)	生きた英語力の習得に向けた教育
取組の概要	<p>本学では、教務委員会と国際交流委員会が協力しながら、ディプロマ・ポリシーに定める「国際的な視野」を持つ看護職の育成に向けて取り組んでいる。</p> <p>学部授業では、医療・看護で必要とされる英語力に焦点を絞る ESP (English for Specific Purposes) の理念を重視し、看護職者としての将来を見据えた英語力を培う英語教育を実践している。国内外で看護実践ができる国際的視野を備える上でも英語でのコミュニケーション力が重要であるため、国際看護演習(自由選択科目)の学修の一部に、看護の学修を含む日常生活で英語を使う体験を通じて異文化を学びながら英語力を高める目的で、英語圏での現地研修を含めている。</p>
取組の成果	<p>1. 取組の経緯と事業の概要</p> <p>学部の英語授業は、1年次の必修科目として、「総合英語」と「コミュニケーション英語」を開講している。「総合英語」では、医療・看護をテーマとする新聞・雑誌記事を素材にし、多読と速読による内容把握の訓練を、「コミュニケーション英語」では、外来や病棟における看護師と患者間の会話を場面別に設定し、ペア・グループ単位で行う会話練習を主軸とした授業を行なっている。看護師としての将来の自己像を思い描くことで、英語を読むこと、聞くこと、表現することへの意欲の向上を図る。最新の国際情勢を伝え、時代や環境の変化に即応できる英語運用能力の獲得を目指している(資料1)。</p> <p>また、国内外で看護実践ができる国際的な視野を備えるための学修として、2017年度から国際看護演習(自由選択科目、通年)に2週間のニュージーランド看護研修(資料2)を組み入れた。ニュージーランド看護研修は、連携協定校である Ara Institute of Canterbury, New Zealand(クライストチャーチ工科大学)の協力を得て、本学教員による国際交流委員会が企画し、参加学生(10人前後)の募集と決定、渡航準備を含む事前学修、現地研修、参加学生による学修報告会を担当している。COVID-19感染拡大による渡航制限のため2019～2021年度は現地研修を見合わせ、2020年度は国際看護演習を不開講とした。2021年度は「COVID-19パンデミック以降の看護学の学習状況と工夫」と題して連携協定校の看護学部生と本学学部生のオンライン交流会を開催するとともに、地域住民の協力を得て「外国籍模擬患者に対する臨床看護英会話を用いた看護実技のシミュレーション演習」を行って履修学生(2名)の学修機会を確保した。</p> <p>2. 取組の現状と期待される成果</p> <p>「看護師こそ先駆的にグローバル人材に！」をスローガンに、医療現場におけるグローバル化の動向を踏まえた英語授業を構築している。この理念を発展させる形で、2025年度には4年生に向けて「異文化コミュニケーション論」が新規開講になる。豊かな英語コミュニケーション力の育成においては、文化背景が異なる人々への開かれた心と態度の養成が必須である。異文化コミュニケーション教育の実践を通じて、グローバル化する医療・看護に、より積極的な貢献ができる看護職人材の育成を目指す。</p> <p>渡航制限緩和を受けて2022年度からニュージーランド看護研修を再開し、国際看護演習を履修した学生5名が2週間の現地研修に参加した(資料3)。現地研修の再開に向けて、国際交流委員会が感染症対策を含む危機管理対策マニュアル整備と渡航安全ガイドブック改訂を行い、参加学生及び引率教員の安全管理を強化した。現地研修中の学生は、英語圏に身を置き人々との交流や看護の学修に英語を使う体験を重ねながら英語でのコミュニケーションに慣れ、帰国後も英語力を高める学修の継続に意欲を示している。国際交流委員会が開催する国際交流セミナーの内容に看護職のキャリア事例と英語でのコミュニケーション力を含め、学生の看護実践にかかわる英語力への関心を高める工夫を実施している。</p>
自己評価	<p>教務委員会実施の1年生対象新カリキュラムに関するアンケート調査(2023年3月)において、英語科目に対するポジティブな評価コメントが多数みられた(資料4)。大学入学後に英語への関心、学習意欲を高めている学生の割合がきわめて高いことが、FDアンケート等、各種調査の分析を通して示されている(資料5)。</p> <p>国際看護演習に含まれる英語圏での看護研修は、英語力を高めつつ看護を学ぶ意義が大きいのが、物価変動の影響による研修費用上昇が続いており、費用負担を抑え履修学生を増やす工夫を検討している。</p>
関連資料	<p>資料1. 2023年度シラバス(総合英語・コミュニケーション英語) 資料2. 大学案内: 学生の海外研修 資料3. 2022年度ニュージーランド看護研修報告 資料4. 2022年度新カリキュラムに関するアンケート (教務委員会、2023年) 資料5. 論文 (ヒューマンスティック英語教育研究会、中村、2023年)</p>

タイトル (No. 3)	大学院における高度実践看護師教育（専門看護師コース・助産師コース）
取組の概要	<p>大学院では、看護の専門性に基づいた高度な知識と卓越した看護実践能力を発揮できる「がん看護専門看護師」と「老人看護専門看護師」を養成している。本学の専門看護師コース修了生は、専門看護師の資格を取得後に看護の実践現場で活躍している。また、本学を修了した専門看護師を特任講師として、実践や研究活動を支援する体制を整えている。</p> <p>医療・看護ニーズの高度化・多様化により看護師の役割が拡大しており、質の高い看護系人材養成を推進するため大学での助産師教育は学部から大学院での教育に移行されつつある。これらを背景に本学は2024年から大学院における助産師コースを開設した。</p>
取組の成果	<p>1. 大学院における高度実践看護師教育の概要</p> <p>本学で専門看護師コースを受講する大学院生のほとんどが保健医療機関に在職していることから、就業と学業が両立できるように講義を火曜日、金曜日、土曜日に集中して開講するように配慮している。また、COVID-19 感染拡大に伴い、医療従事者であるために対面での受講が困難となるケースが多く、オンラインでの遠隔授業も積極的に取り入れて学修が継続できる環境整備や臨地での実習が継続できるよう実習受入施設との綿密な調整を行っている。</p> <p>2023 年度末時点では、専門看護師教育課程修了者は、がん看護 23 人、老年看護 10 人、地域看護 4 人（地域看護は、2017 年 3 月に認定期間満了につき終了）であり、専門看護師の資格取得者は、がん看護専門看護師 20 人、老人看護専門看護師 10 人、地域看護専門看護師 4 人である。</p> <p>2. 高度実践看護師（専門看護師）への活動支援</p> <p>本学の専門看護師教育課程を修了して新潟県内で働く専門看護師を対象に、毎年 4 名程度を特任講師として任命している。研究費 10 万円/年を支給し、臨床で働きながら専門看護師としての研鑽や実践における研究を支援している。また、特任講師（資料 1）による専門看護師実践活動報告会を年 1 回開催（資料 2）している。実践活動報告を行った特任講師からは「特任講師としての活動を通じ専門看護師の認知度が向上し、病院内での活動の幅が広がった」などの声が寄せられており、この実践報告会が学部生や大学院生のほか地域の看護職員（特に看護管理者）に対しても専門看護師の役割や活動を周知する機会にもなっていると評価している。</p> <p>3. 大学院助産師コースの開設</p> <p>新潟県は他県同様に少子化が加速しているが、妊娠の高齢化・晩産化の進行、生殖補助医療による妊娠の増加に伴ってハイリスク妊娠・分娩が急速に増加している。また、低出生体重児の割合は横ばいの傾向が続き、医療的ケア児も増加している。さらに、出産後の女性が抱える育児不安や育児困難感の問題は深刻化し、社会問題として顕在化している。本学では、2019 年に厚生労働省から公表された「看護基礎教育検討会報告書」や 2020 年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則一部改正の趣旨を踏まえ、学士課程における短期間の助産師養成を行うのではなく、大学院において、学際的視野から科学的根拠に基づき母子の暮らしを見据えた助産が実践できる優れた人材を養成する方針とした。妊娠・出産・産褥・子育て期の母子の暮らしを見据えた支援においてリーダーとなるべき人材を養成するには大学院における助産師教育が望ましいと考え、2024 年 4 月に助産師コースを開設した。2024 年度の入学者は 2 人である。なお、助産師コースの教育課程は資料 3 のとおりである</p>
自己評価	<p>本学を修了した専門看護師は、新潟県のみならず、長野県など近県で専門看護師として活躍している。がん患者の増加や高齢化に伴い、がん看護と老年看護の高度実践看護師は一定の需要があるため、今後も継続して養成していく必要がある。また、専門看護師への特任講師の任命は、専門看護師の自己研鑽や実践及び研究活動の助けとなり、高度な看護実践による看護の質向上に寄与しており、今後も継続する。助産師コースの円滑な教育体制の確立と県内外に広く周知し、入学者を確保することが課題である。</p>
関連資料	<p>資料 1. 特任講師任命状況 資料 2. 2023 年度専門看護師実践活動報告会実施状況 資料 3. 助産師コース教育課程</p>

タイトル (No. 4)	地域住民のニーズに応じた生涯学習支援
取組の概要	<p>大学の建学の精神である「ゆうゆう・くらしづくり」に基づき、地域住民のニーズに応じた生涯学習支援として、看護研究交流センターが窓口となり2つの事業を展開している。1つ目は、下位部門である地域社会貢献部門が担っている「いきいきサロン」の開催である。大学の教育・研究の成果を地域へ還元することを目的として、地域住民が気軽に大学に足を運び、健康について関心を寄せ、学びあう場となっている。2つ目は、本学教員の研究成果を地域に還元する「出前講座」の実施である。地域と大学が共に成長していくための橋渡しとして、地域の要望に応じた出張講座を開催している。</p>
取組の成果	<p>1. いきいきサロン</p> <p>地域社会貢献部門は、部門員（本学教員等）12人で構成されている。主な業務は、6回/年の「いきいきサロン」の講師の選定、日程調整、アンケート作成および集計、2回/年の「いきいきサロン通信」発刊（資料1）、活動報告書の作成などである。</p> <p>「いきいきサロン」は、本学を集いの場として地域住民が気軽に大学に足を運び、健康について関心を寄せ学びあう場を目指すものとして名付けられた（資料2）。2009年より開催し、2023年まで84回開催した。講師は本学教員と学外講師が約半数ずつであり、参加者はCOVID-19感染拡大前が1回あたり平均120～130人であり、地域住民に広く認知されている。2020年には、COVID-19感染拡大により、やむなく中止としたものの、2021年以降、再開し、70～80人の参加を経て、2023年度は110人前後と以前の人数に戻りつつある。ほぼ毎回参加される方が20～30%程度いることやアンケート記載内容から、健康を考える情報源としている人も多い。各回のアンケート結果を集計し、次年度の講座内容および講師を選定するなどPCDAサイクルを活用した地域住民のニーズに応える講座の運営を継続している。</p> <p>2. 出前講座</p> <p>看護研究交流センターでは、地域住民の生涯学習支援に関わる業務として、出前講座を実施している（資料3）。これは、名称が示すとおり、申込先の団体等へ依頼を受けた教員が出向いて講義を行う取組である。2014年より開催し、年間30～40件、COVID-19感染拡大以降は20件程度の依頼を受けている。申込は社会福祉協議会や地域の老人会、幼稚園・保育園が多い。COVID-19感染拡大以前は、講座への参加者数は1,000人/年を超えていたが、ここ数年は300～400人/年である。毎年、本学教員からテーマを募り、次年度用の出前講座案内を作成し、上越市を含め近隣3市に情報発信を行っている。開催後のアンケートは、担当教員以外にも学長、副学長及び事務局長等が閲覧し、出前講座の参加者の満足度や要望などを共有し社会貢献としての活動状況を把握できるよう努めている。</p> <p>3. 今後の課題</p> <p>いきいきサロンについては、高齢者の参加が多いことから、テーマをストレスマネジメントやLGBT、発達障害など最近のトピックスを入れることで、若い世代の参加者を募る工夫を行っている。全年齢が関心を持って参加してくれるようなテーマの選定が課題である。</p> <p>出前講座については、教員個々の任意により実施しているため、年度により講座数や講座内容に偏りが生じる。また、利用者負担は交通費実費のみとなっており、教員の尽力を踏まえると、地域貢献として継続していくためには、資料代や謝金など社会通念に応じた対価の検討が必要である。</p>
自己評価	<p>本事業は、「いきいきサロン」が15年間、「出前講座」が10年間と、長年にわたり継続して実施してきたことで地域住民と大学との架け橋となり、県立大学として社会への還元を成し遂げてきたといえる。2022年度の活動実績については、令和4年度看護研究交流センター活動報告書（資料4）に示したとおり、アンケート調査の結果も地域住民から高評価を得ており、今後も同様に地域住民のニーズに即した講座内容を検討すると同時に、幅広い年代層の関心事を取り入れていくことが課題である。</p>
関連資料	<p>資料1. いきいきサロン通信 資料2. いきいきサロンの経緯等（地域社会貢献部門）、新潟県立看護大学20周年記念誌（P76～P80） 資料3. 本学ホームページ 出前講座 資料4. 令和4年度看護研究交流センター活動報告書（令和5年4月）：いきいきサロン(P14～P15)、出前講座(P36～P37)</p>

タイトル (No. 5)	看護職へのリカレント教育支援の推進
取組の概要	<p>本学では、開学時から看護研究交流センターを置き、教育と研究の成果を地域に還元する目的で、看護職のリカレント教育支援に取り組んでいる。主な活動は次のとおりである。①現職の看護師や潜在看護師のリカレント教育を推進する「看護職学習支援公開講座」と「バーチャルカレッジ（オンデマンド型学習）」、②県内の看護職を対象に、研究費助成、本学教員による支援等を行う「地域課題研究助成」、③専門看護師及び上越圏域の看護部長会の活動を支援する「専門性の高い看護職育成に向けた取組」</p>
取組の成果	<p>1. 「看護職学習支援公開講座」と「バーチャルカレッジ」</p> <p>本学では、2010年度からセンター内に看護職学習支援部門を新設し、公開講座、授業公開、病院実務実習に加え、バーチャルカレッジ（資料1）の整備を進めてきた。現在は、「看護職学習支援公開講座」、「バーチャルカレッジ」の提供、年2回の「どこカレ通信」の利用者への提供とWebページ上での公開（資料2）を行っている。</p> <p>COVID-19感染拡大に伴い2020年度の公開講座は見合わせ、2021年度からWeb会議システムを利用して公開講座を再開した。2022年度には公開講座として2コース7講座を開講し163人の受講があった。受講者アンケート結果は概ね好評価である。また、2019年度には県内480施設の看護職1,000人を対象とした学習ニーズ調査、さらに2023年度には県内の病院における看護研究への取り組みを調査し、これらの結果を公開講座の内容に順次反映させるとともに、今後の受講者数増加につなげていく。</p> <p>バーチャルカレッジの登録者数は2024年2月末時点で58人となっている。公開講座のオンデマンド教材化を進め、新潟県内の広域の看護職が学習しやすい環境を作っていく方針である。</p> <p>2. 「地域課題研究助成」等</p> <p>2011年度から、県内の看護職を対象に、看護実践上の問題・課題に関する研究課題を公募し、研究費助成、本学教員が共同研究者となつての研究活動支援、成果発表会の開催を行う「地域課題研究助成」を実施している。2021年度には、応募時の研究計画書作成段階から本学教員が研究を支援する体制を整えて応募方法を見直し、応募者確保の対策を講じながら、年10件を目途に研究助成を継続している。研究成果については、本学において「地域課題研究発表会」を開催し発表の場を設けている。</p> <p>また、「地域課題研究助成」とは別に、2010年度から、新潟県上越地域の看護職の連携を図る目的で、新潟県上越地域振興局と共催して「上越地域看護研究発表会」を開催している。そこでは、地域内の病院や老健施設などから申請された発表演題について、本学教員が査読を行っている。</p> <p>研究助成件数（資料3）は2021年度12件（前年度繰越を含む）、2022年度6件であった。COVID-19感染拡大に伴い2020年度の発表会は中止したが、2021年度から地域課題研究発表会と上越地域看護研究発表会を同日開催し、2023年度は12件の発表があった。発表会後もバーチャルカレッジで報告内容を一定期間視聴できる体制を整え、研究成果の活用や研究助成の応募数増加への効果を期待している。</p> <p>3. 「専門性の高い看護職員育成に向けた取組」</p> <p>2019年度に新潟県から本学が受託し、「専門性の高い看護職員の育成検討会報告書」を取りまとめた。報告では、新潟県においては専門看護師や認定看護師などの専門性の高い看護職員の育成を県内看護系大学などの各機関が単独で行うのは困難な状況にあり、行政や看護協会、大学、医療機関等の関係機関が連携して育成していく必要があることを提言している。その後の検討を経て、2023年度に新潟県及び新潟県看護協会から、提言にある「専門性の高い看護職員の育成に向けた新潟県モデル」の実装化に向けた協力要請があり、本学も協力する方針としている。センター内に新たに「専門性の高い看護職育成部門」を設置するとともに、県内専門看護師及び上越圏域看護部長会の活動支援を開始している。</p>
自己評価	<p>「看護職学習支援公開講座」と「地域課題研究助成」を柱とする活動により、地域の看護職のリカレント教育推進に一定の成果を上げているが、より多くの地域の看護職を対象に継続学習を支援する体制を充実するため、継続的に学習ニーズを把握し学習支援の内容と方法を見直しながら取り組んでいく。</p> <p>地域課題研究開発部門の「地域課題研究助成」応募につながるように「看護職学習支援公開講座」に看護研究支援コースを開講するとともに、オンデマンド型学習に適した公開講座を動画教材化する取組を継続し、研究活動やその成果を地域の看護実践に還元できるよう活動の検討を進めていく。</p>
関連資料	<p>資料1. どこでもカレッジ(バーチャルカレッジ) 資料2. どこカレ通信バックナンバー（看護研究交流センターホームページ） 資料3. 地域課題研究（看護研究交流センターホームページ）</p>

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項	記入欄											備考									
大学の名称	新潟県立看護大学																				
学校本部の所在地	新潟県上越市新南町240番地																				
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地									備考									
	看護学部看護学科	2002年4月1日	新潟県上越市新南町240番地																		
	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地									備考									
	看護学研究科看護学専攻 博士前期課程 博士後期課程	2006年4月1日 2018年4月1日	新潟県上越市新南町240番地 新潟県上越市新南町240番地									博士前期課程は、2006年4月に修士課程として開設し、2018年4月に博士前期課程に改組したもの。									
	—	—	—																		
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地									備考									
—	—	—	—																		
学生募集停止中の学部・研究科等													—								
教員組織	学士課程	専任教員等											備考								
		学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数									
		看護学部看護学科	13人	11人	6人	15人	45人	12人	6人	6人	35人	8.4人									
		—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人									
		(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	7人	4人	—	—	—									
計	13人	11人	6人	15人	45人	19人	10人	6人	35人	—											
教員組織	学士課程(専門職学科等含む)	専任教員等											備考								
		学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数		基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数
		—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—		人	人	—	—	—	人	人	人
		—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—		人	人	—	—	—	人	人	人
		—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—		人	人	—	—	—	人	人	人
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—		
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員											備考								
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員										
		看護学研究科看護学専攻(M)	14人	10人	2人	16人	6人	4人	6人	12人	13人	2人									
		看護学研究科看護学専攻(D)	6人	6人	7人	13人	6人	4人	6人	12人	1人	0人									
計	20人	16人	9人	29人	12人	8人	12人	24人	14人	2人											
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員											備考								
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員										
		—	人	人	人	人	人	人	人	人	人										
		—	人	人	人	人	人	人	人	人	人										
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人											

施設・設備等	区分	基準面積	専用			共用			共用する他の学校等の専用	計	備考
			専用	共用	共用する他の学校等の専用	専用	共用	共用する他の学校等の専用			
校地等	校舎敷地面積	—	6,801 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	6,801 m ²		
	運動場用地	—	10,211 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	10,211 m ²		
	校地面積計	3,800 m ²	17,012 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	17,012 m ²		
	その他	—	25,118 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	25,118 m ²		
	校舎面積計	4,859 m ²	12,693 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	12,693 m ²		
校舎	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計					
	校舎面積計	4,859 m ²	12,693 m ²	0 m ²	0 m ²	12,693 m ²					
	教員研究室	学部・研究科等の名称	室数								
	看護学部・看護学研究科		51 室								
教室等施設	区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	看護学部・看護学研究科	13 室	6 室	7 室	2 室	0 室					
		室	室	室	室	室					
		室	室	室	室	室					
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数								
	図書館	623 m ²	80 席								
	—	m ²	席								
	—	m ²	席								
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕							
	新潟県立看護大学図書館	62,985 [9,689] 冊	121 [49] 種	48 [48] 種							
	—	[] 冊	[] 種	[] 種							
	—	[] 冊	[] 種	[] 種							
	計	62,985 [9,689] 冊	121 [49] 種	48 [48] 種							
	体育館	面積									
新潟県立看護大学		902 m ²									
—	m ²										

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学部・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考	
看護学部	看護学科	志願者数	298	250	577	274	297			
		合格者数	101	104	104	100	100			
		入学者数(A)	94	94	95	93	95			
		入学定員(B)	95	95	95	95	95	99%		
		入学定員充足率(A/B)	99%	99%	100%	98%	100%			
		在籍学生数(C)	384	380	388	380	379			
		収容定員(D)	380	380	380	380	380			
	収容定員充足率(C/D)	101%	100%	102%	100%	100%				
	—	志願者数								
		合格者数								
		入学者数(E)								
		入学定員(F)								
		入学定員充足率(E/F)								
		在籍学生数(G)								
収容定員(H)										
収容定員充足率(G/H)										
学部合計	志願者数	298	250	577	274	297				
	合格者数	101	104	104	100	100				
	入学者数(I)	94	94	95	93	95				
	入学定員(J)	95	95	95	95	95	99%			
	入学定員充足率(I/J)	99%	99%	100%	98%	100%				
	在籍学生数(K)	384	380	388	380	379				
	収容定員(L)	380	380	380	380	380				
	収容定員充足率(K/L)	101%	100%	102%	100%	100%				

研究科名	専攻名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学研究科	看護学専攻 博士前期課程	志願者数	9	8	6	1	13		
		合格者数	8	6	6	1	12		
		入学者数(A)	8	6	6	1	11		
		入学定員(B)	15	15	15	15	15	43%	
		入学定員充足率(A/B)	53%	40%	40%	7%	73%		
		在籍学生数(C)	40	33	21	15	19		
		収容定員(D)	30	30	30	30	30		
	収容定員充足率(C/D)	133%	110%	70%	50%	63%			
	看護学専攻 博士後期課程	志願者数	2	2	1	1	7		
		合格者数	2	2	1	0	4		
		入学者数(E)	2	2	1	0	4		
		入学定員(F)	3	3	3	3	3	60%	
		入学定員充足率(E/F)	67%	67%	33%	0%	133%		
		在籍学生数(G)	10	12	11	8	11		
収容定員(H)		9	9	9	9	9			
収容定員充足率(G/H)	111%	133%	122%	89%	122%				
看護学研究科 合計	志願者数	11	10	7	2	20			
	合格者数	10	8	7	1	16			
	入学者数(I)	10	8	7	1	15			
	入学定員(J)	18	18	18	18	18	46%		
	入学定員充足率(I/J)	56%	44%	39%	6%	83%			
	在籍学生数(K)	50	45	32	23	30			
	収容定員(L)	39	39	39	39	39			
	収容定員充足率(K/L)	128%	115%	82%	59%	77%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	備考
	—	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
	—	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
学部合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。